

第4回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年8月31日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年9月13日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年9月13日 午後2時30分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
住環境課長	古閑政則	まちづくり課長	荒木仁
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

1 開議宣告

- 議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。ただ今の出席議員は20名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。
- 先日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 一般質問

- 議長（藏原博敏君） 日程第1「一般質問」を行います。
- 毎回申し上げておりますが、一般質問の所要時間が45分と定められております。従いまして、質問者の議員におかれましては簡潔な質問を、また執行部におかれましては、的確な答弁をお願いし、議会の運営と活性化にご協力をお願いいたします。
- なお、一般質問は、毎回市民皆様の大変関心の高い質問であり、傍聴の方々もたくさんおいでになります。傍聴席の皆様にも、傍聴規定に基づきまして、私語・雑談等をご遠慮いただきますようご協力をお願い申し上げます。
- これより順次一般質問を許します。
- 9番議員、河崎徳雄君。
- 9番（河崎徳雄君） 9番議員、河崎でございますけれども、本日は、多数女性の傍聴者がおる中で緊張しておりますけれども、通告に従って質問をいたしますので、よろしく願い申し上げます。
- まずは農業問題からですけれども、阿蘇市の基幹産業であります農業の振興に阿蘇市地域農業再生協議会というのが立ちあがっております。これは、行政主導の基に農業団体あたりが構成員になっておりますけれども、素晴らしい阿蘇市の農業が現在まで、野菜等があるのも、この協議会のお陰だとおもっております。
- そういう最中に、宮川副市長が今回勇退されると聞いて、本当に私も先行き不安な状態でございますけれども、私たち行政と農業団体と一緒に、再生協議会の中で農業振興に努めて、私も上役犬原集落の組合長をしておりますので、中に入っております。そういうこ

とで、協議会の中で、私がこれまたびっくりするのは、阿蘇地域とも補償制度というのがあります。これは、もう県下ではもちろんですけれども、日本でも長野県にあったような感じがいたします。私も研修に行ってみました。そこで、いろいろ農業振興するわけですけれども、まず地域とも補償事業とは何かということを、資料を配付しておりますけれども、説明していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、地域とも補償制度のお尋ねでございますけれども、昭和40年代の半ばから減反政策が始まったということで、その時点で全国とも補償制度という部分が発足いたしまして、それから随時地域の農業者、それから集落間で補うということで、地域とも補償制度が順次制度化されたということでございます。現在、県内では阿蘇市、それから南阿蘇村でこういった地域とも補償制度を活用しまして、国・県の助成制度の上乗せでございますとか、集落営農組合の活動経費ということで、この地域とも補償の拠出金を活用いたしまして独自の助成制度が設けられるということでございます。

内容につきましては、今申し上げましたとおり、市全体の生産調整の円滑な実施でありますとか、売れる農産物づくりの推進を図るためのものもございます、農業者の方々から拠出金として10a当たり1,700円を拠出いただき、年間で約6,900万円の財源を基に各種助成制度、活動経費のメニューを市地域農業再生協議会でつくられているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 地域とも補償の実態については、今簡単に説明がありましたけれども、このお陰で阿蘇市も棚田を含めまして、耕作放棄地あたりも少ないとじゃなかろうかと思っております。と申しますのも、ただ屋敷の家庭菜園みたいなどころも、この地域とも補償の制度から反当たり5,000円を配布して、鋤かきあたりをして保全をなさいということでこの金をやっております。

そういう中ですけれども、今資料を配っておりますけれども、とも補償制度が6,900万円ほど、今言われたように農家が反当たり1,700円出して拠出しているわけですね。その中で、一番今度経済委員会のほう、高宮委員長あたりも出席して可決しておりますけれども、資料の2ページですけれども、熊本震災農地支援対策事業というのを協議会で立ち上げております。これは、財源はみんな農家が拠出をしております。農家が血を流してしておりますけれども、次の質問に入りますけれども、生活支援、作付け不能の反当たり2万2,000円を県が復興基金で計上しておりますけれども、今回の議会でも10町ほどしか該当しないようでございます。予算が220万円計上してありました。そういうことで、全体的には120町余りあります。100数十の人が生活に苦しむんじゃないかと思っております。そういうことで、農家自らもこういう支援策を供給しておりますので、市あたりも、ぜひ復興基金あたりを活用して農家の所得補償をやってもらったら本当に助かるなと思って、このような問題を提起しておりますので、課長、よろしく願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 9 番議員のほうから資料の配付をいただいております。ちょっと先ほどご説明が足りませんでした。

まず 1 ページでございますけれども、こちらは先月 29 日に開催されました市の地域農業再生協議会通常総会時の資料の一部だと思っております。今、議員のほうからご説明がありましたとおり、2 ページ目の熊本地震被災農地支援対策事業ということで、こちらのほうをご説明させていただきますと、地域とも補償ということで年間 6,900 万円拠出いたしまして、その残金の分を従来ですとその年々に各拠出いただいた生産者のほうに返金されております。この 1 ページをご覧くださいと、右の一番下でございますけれども、平成 28 年度におきましては、10 a 当たり 132 円を本来返金するというところでございますけれども、金額からしますと非常に少額ということで、これを財源といたしまして 540 万円を有効活用するという観点から、今回、通常総会におきまして被災された農家の方々に作付けできない部分の支援ということで、このとも補償を財源といたしまして 10 a 当たり 4,000 円を交付するというところで、これは単年限りでございますけれども、こういったことで創設された部分でございます。

それから、市の支援というご質問でございますけれども、8 月 21 日に熊本県知事に対して、市長、それから阿蘇土地改良区理事長、それから一の宮土地改良区理事長、3 名の連名によりまして 4 つの被災農業者の管理経費の削減に対する要望活動をさせていただいております。その中の 1 つといたしまして、被災田、先ほどご説明ありましたとおり、今年度 100 町歩ほどの作付けできない圃場がございますけれども、圃場整備でいきますと土地改良賦課金や管理経費、それから当然小作料といったものが発生してまいります、これらは作付けが行われなくても発生する経費でございます。こちらのほうを、先ほどのとおり復興基金で創設されました生活支援事業に新たな拡充として盛り込み、併せて要件緩和ということで要望を行っております。従いまして、今回のとも補償の分も含めて、先ほど新聞記事でもありましたとおり、100 億円の県からの復興基金が市町村に配分されるということでございますので、その活用も含めまして検討させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 課長から、今、復興基金を活用してという言葉がありましたけれども、ぜひそのようになるといいなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。本来ならば阿蘇市地域農業再生協議会には、農業団体と行政と一緒にやってということですが、平成 29 年は本来ならば市役所の職員も常駐という形を取っております。しかし、今は常駐という形は取っておりません。担当は農政課の中におりますけれども、協議会の中には誰も私、しょっちゅう出入りしますけれども、見たことはありません。渡邊前経済部長は、あれはあそこでやるとは、天下り先じゃないんですよ。あの人は、水田再生協議会で雇用した人間です。そういうことで、行政からは誰も常駐しておりません。そういうことも含めて、ぜひ先ほど、今、課長からありましたように、被災者の農家の方々は、やっぱり費用が嵩んでおりますので、ぜひそういう生活支援なるものをよろしくお願い申し上げます。

関連がありますけれども、続きまして、過年度災害についてお尋ねをしますけれども、これも両土地改良区に問い合わせてみました。一の宮のほうで過年度債が1,400万円近くあると。市には報告しているそうです。阿蘇土地改良区でも2,000万円近くの過年度災害があるらしいです。これについても、両土地改良区、非常に模索しております。多面的機能で応急修理あたりに農家の負担を掛けているのにどうしていいかわからんという返事が来ますので、ぜひ行政のほうからも、先ほど言いました復興基金あたりが活用されてこの要望に応じてもらうといいなと思っておりますので、まずはこの過年度災害の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。こちらのほうも、先ほど申しました8月21日に要望活動で4項目の1つでございますけれども、昨年度の災害査定後に余震等により被害が判明した箇所が非常に多く発生をしております。こちらのほうの復興経費の予算措置ということで要望書に盛り込んでおります。先ほど両土地改良区の数字あたりもご説明いただきましたけれども、県の要望活動の中で、両土地改良区理事長からこういった過年度の部分の要望も強く行っていただいたところございまして、現時点で確認がされているものが約80箇所ございまして、3,500万円程度に上っております。今後も増加する可能性が非常に大きいということで、県に対し、復興基金を用いた部分の予算措置を強く要望したところでございます。

また、農業用水路、農道の小規模な復旧費用ということで、9月補正予算におきまして計上させていただいております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今議会で計上されておりますけれども、この中でやっぱり受益者が3分の1負担となっております。これについては、非常に水路にしても、農道にしても、公共性の高いところですね、できる限り受益者の負担が軽いといいなと思っておりますので、これも今、課長が再三答えておりますけれども、できますならば復興基金あたりで、より優遇措置が取れるといいなと思っておりますので、お願いをいたします。

それと関連ですけれども、先ほど災害復旧工事で、いろいろ業者の方と話してみますと、やっぱり復旧工事で経済課の担当と土木の担当のところ重なってあるようなところが多いそうです。排水路とか、黒川河川に出るところですね。そういうところで、復旧工事等は、やっぱり建設課との関わり合いで両土地改良区と建設課と農政課と意見交換会をしたらいかがかんnaと思っておりますので、そういう関係機関と建設課、土木課あたりと一緒に意見交換会を進めて、連携を深めて復旧工事に当たったらいかがかと思っておりますので、ぜひそういう意見交換会をしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず1つ目でございますけれども、3分の2の補助率でございます。おっしゃるように3分の1は受益者負担ということで、公共性の高い農道でありますとか水路関係の補修でございます。こちらのほうも強く、国庫補助率並の嵩上げということで、県のほうに要望事項の1つとして要望しております。

それから、2 つ目のご質問でございまして、公共土木との、調整に関する復旧工程をどうするかということでございます。農政関係の対策会議ということで、これまで月1回程度土地改良区やJ A、再生協議会、それから県を交えましての対策会議を、工程会議を含めて実施しているところでございます。おっしゃるように、公共土木関係等の調整が必要な箇所が非常に多くございます。こちらのほうも連携をしながら対策を講じてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 課長に対する答弁は、もう以上で終わりにいたします。

農政関係ですけれども、委員会あたりでもその他のところで要望いたしましたけれども、吉良部長に1つお願いですけれども、委員会のときに言いましたけれども、今9月議会で復興基金の地方自治体配分等が新聞に載っておりましたけれども、恐らく県議会も今議会で決まると思います。決まった暁には、例年ですと阿蘇市の場合は12月定例になるわけですね。これをできたら、県が決定をいたしましたならば、阿蘇市でも早期に臨時議会あたりでも開いて予算の対応をしてもらおうと助かると思っておりますので、吉良部長にお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） ただ今おっしゃいましたとおり、県の9月の定例でその辺が明確になるのではないかと思います。

それと、先ほどの復興基金でございますが、新聞で配分等の掲載がありましたが、実際の関係市町村もかなり多うございますので、どのような配分になるか、ちょっと今のところわからない部分がございます。

それと、今までのメニューにない事業で、市町村配分で対応を取ることになりますが、これにつきましても復旧・復興に向けて優先順位を付けて対応したいということで、それと配分が決まったら臨時議会ということでございますので、その辺もご相談しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 以上で、農政関係の質問は終わります。

次に入りますけれども、地元雇用対策ということで、地元の企業の対策と市職員の採用についてをお尋ねいたします。

まず、まちづくり課ですけれども、今議会でもいろいろ税の優遇措置とか、工場導入とかの条例改正等も出ておりましたけれども、できますならば、やっぱり企業誘致も含めて、地元到现在ある企業あたりに地元の雇用をぜひ促進という形を、行政もしっかりお願いはしていると思いますけれども、さらにそういう地元雇用を含めていただくようお願いをしたいと思います。

まずは、まちづくり課にお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） おはようございます。ただ今のご質問にご回答させていただきます。

雇用対策としまして、企業等の操業継続に向けた環境整備と連携強化の取り組みについて、関係団体と連携した創業支援等々について、地域経済の活性化と働く場の確保に今現在、阿蘇市としても取り組みを進めております。また、新卒の雇用も大変必要かと思っておりますが、新卒雇用も含めて、阿蘇のほうに来られるUターン、Iターンをされる方の雇用促進も必要ではないかと考えておまして、現在、農林業、または商工業の分野とも事業との連携を計画しておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 荒木課長については、質問は以上でございます。今後とも頑張ってくださいと思います。

続きまして、市の職員採用についてちょっとお伺いいたしますけれども、広報で市職員募集ということで、よく見てみました。そのような中で、やっぱり昨日の総務委員長の報告の中にもありましたけれども、阿蘇市と言えども、やっぱり過疎化が進み、消防団員の不足等々の報告がありました。そういうことで、私もこの夏祭りに坊中の地蔵まつりあたりに行ってみて、波野の子ども神楽あたりの実演を見ましたけれども、非常に感銘をいたしました。そういう中ですけれども、やっぱり阿蘇には伝統芸能の中江の神楽と横堀の神楽がありますけれども、横堀の神楽をこの8月中に4回私は見に行きました。そういう中で、中江からも横堀からも聞きますけれども、やっぱり後継者がおらんということで非常に悩まれています。そういうことで、地元で定住するといいい、波野の子ども神楽ですね、あの人たちが地元に残るといいなと思いました。地元の企業の定住もそうですけれども、市職員あたりでもできますならば、地元優先ということは使われないと思っておりますけれども、ぜひそういう職員採用計画あたりを、まずは阿蘇市の職員長期計画、資料の3でありますけれども、これは広域圏で、資料が古い資料か、新しい資料かわかりませんが、こういう広域圏で消防署の採用計画等がありました。阿蘇市についてはどうなっているかを、まずは職員の採用計画についてお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） おはようございます。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

阿蘇市役所のほうの採用計画でございますが、河崎議員のほうからお配りされております広域行政をお配りしておりますような、今のところ計画というのはございません。と言いますのが、平成17年の合併以来、定員適正化計画という形で平成18年から22年に掛けて、また平成23年から平成27年に掛けて、今こちらの阿蘇広域行政組合が示されているような計画を持っておりました。しかしながら、平成28年、この見直しの時期でございましたが、昨年大きな災害がございまして、ちょっとこちらの対応まで至っておらないというのが現状でございます。定員につきましては、この適正化計画に基づきまして、合併当時、これ公営企業等々の会計を除きまして384人の職員がおりました。これに対しまして、平成29年度は280人という形で、定員のほうを退職者の不補充ということをもって職員の減数という形で

あたってきておるところでございます。しかしながら、住民ニーズが多様化する、また様々な事務事業について高度化していくという形になっておりますので、なかなか先行きが見通せないというところでございます。退職者の状況を申し上げますと、今後10年間、今年、平成29年度に退職を迎えるものが合計8名おります。それから、平成30年度が10名、平成31年度が13名、平成32年度が8名、平成33年度が10名、平成34年度が9名、平成35年度が5名、平成36年度は3名、平成37年度が11名、平成38年度が5名という形で10名程度が毎年定年を迎えるという形になっておりますが、いろいろ再任用制度が始まりました。また国においても地方公務員が65歳定年制ということも議論されておるところでございます、なかなか先行きを見通すところが難しいところでございます。現在のところ、以上のような状況になっております。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） ただ今課長から説明がありましたけれども、できますならば、こういう今削減、退職者を聞きましたけれども、削減は間違いなくあります。再任用制度も適用いたしますけれども、できたら、やっぱり長期的な採用計画というのもし示していただきたいと思っております。本当に業務多忙ですけれども、職員の方も多忙ですけれども、一応やっぱりこういう計画があれば、私は地元の中学校、高校あたりが将来的にこういう計画があるならば、地元にも親も進めるし、本人たちも阿蘇に住もうかという気持ちを、計画性を位置づけるのが私の狙いでもございましたので、早めにつくっていただきたいと思っております。

以上で、これ終わります。

続きまして、市長にお伺いしますけれども、もうこれ、職員採用については、もう当然全国的に首長、市長の権限であります。市長も公平公正なやり方でやっております。一般的に思えば、やっぱり地元から採用してほしいという願いはありますけれども、阿蘇市に限定して採用するわけにはやっぱりいきません。今のこういう人間には権利と義務があります。権利で、阿蘇市の方が熊本市の市役所を受けてもいいわけですね。そういうことで、権利もありますけれども、私もちょっとタベ勉強したところは、属地、属人法という法律があります。この中で、属地、属人法という法律の中であれば、当然1次試験は学力、能力主義で1次試験合格でございますけれども、2次試験になったならば、こういう属地、属人法を適用して、2次試験あたりは条件付き採用ぐらいして、できますならば地元が優遇されるような政策はないだろうかと考えております。これも過疎が進んで集落の維持、区役も若者も参加しておりません。どこの地区もそうですけれども、やっぱり区役あたりも若い者が参加すると活力があります。そういうことで、先ほど言いましたように、やっぱり地元の文化、芸能あたりの継承とか郷土愛の育成を図るためにも、また災害時の職員の緊急体制づくりにおいても、やっぱり地元から採用してくれるといいなと、これは単純な思いですけれども、そういうことですけれども、ぜひそういうことで地元が優遇されるような採用はできないかということをお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 佐藤市長。

○市長（佐藤義興君） 今のご意見は、しっかり聞かせていただきましたけれども、やっぱり

り若者には未来があります。ですから、その環境の中でどのように自分が進んでいくとか、そんなことは当然考えてくると思いますし、そういう中において、ただ人口が少なくなる、そういう中で区役のこととか、そういうものだけを、目先のことで捉えたところで、若者を留ませるということはいかかなんかなということを考えるんですけども、やはり可能性も大きいですし、そして阿蘇市の職員としてやりたいということであれば、当然自分で手を挙げて、そしてまた勉強もしていただいてチャレンジしてくると思いますから、世界の阿蘇でもありますし、そういう意味では広く門戸を広げたところで採用をしながら、いろんな人がこの阿蘇に関心を持って、魅力を持ってやっぱり職員としてなっていくということが一番であるかなと思っておりますから、あんまり今のような考えでとられすぎると、つつい先が見えなくなってくる。将来の阿蘇市も見えなくなってきたりすることもありますので、その辺はやっぱり慎重に取り組んでいったほうがいいんじゃないかなという感じがします。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、市長が答弁されたのも、全く私も同感でございます。しかし、一般住民からすれば、やっぱり市民の声、市民の思いがたくさんありますので、外部からの高学歴の、高能力にしても、能力を入れて阿蘇の発展をしなければなりませんけれども、今、市長が答えましたけれども、そういう地元あたりで文化とか、そういう地元になつた人を入れるのも1つの道じゃなかろうかと思っておりますので、事情の許す限りよろしく願い申し上げます、次の質問に入ります。

次の質問は、阿蘇いこいの村についてですけれども、いこいの村の中身については、今回いたしません。裁判になっておりますけれども、裁判も私から見れば、当然賃借料と現状復旧ですから、当然契約書に基づくと勝つのが当然だと思っておりますけれども、早く判決が出るといいなと思っております。

そういう最中ですが、8月、市長もおられましたけれども、みんなの森で家畜品評会がありました。あのとき2回通りましたけれども、いこいの村の道路ですね、通称いこいの村道路ですが、あれが右、左、きれいに管理されております。いこいの村周辺に入れば、廃墟状態、幽霊屋敷のようになっております。私も敷地の玄関先まで行きました。まだ今年はなっておりませんが、今年聞いた言葉ですが、よそから観光客が阿蘇はすごいと。原野に行けばススキの穂が咲き誇り、麓には彼岸花が自生しと、自生という言葉を使われました。いや、あれは自生じゃないですよ、地域の人がみんな植栽、植えているんですよと、そしたらすごい阿蘇ですねという褒めの言葉をいただきました。いこいの村のフロント、玄関先のところも、もうやがて彼岸花が咲き誇ります。しかし、草ぼうぼうの中だろうと思っております。草刈りをしたとすれば、彼岸花も切っているんじゃないかなと私は心配しますが、ぜひいこいの村周辺があれだけいこいの村の振興を願って竹原区が道路・河川環境美化コンクールの実践あたりも、今もしております。それと併せて、農地・水、多面的機能で草刈りもしょっちゅうされております。そういういこいの村あたりの環境整備ということで、河川美化とか、多面的機能で仕事をされて、あれだけ美しい景観

ですけれども、いこいの村もきれいに管理だけはまちづくり課がするだろうと思っておりますので、管理をしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今の質問ですが、阿蘇いこいの村につきましては、土地、建物、私たちの課、まちづくり課の管理になってきます。雨樋と敷地の除草作業等については、定期的に行いたいと考えております。8月に雨樋の掃除と、先日でございますが駐車場側、玄関前等の草切りは実施したという状況でございます。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 職員も大変でございますけれども、ぜひまちづくり課あたりできれいに管理をしていただきたいと思います。そうしないと、外部から来たときですよ、あれを買おうかというのも来るかもしれんわけですね。そういう人のためにも、やっぱりきれいに整備しとったほうがいいんじゃないかなろうかと思っております。

それと、荒木課長は、農政、担当は一の宮時代からやっておりますけれども、今言いましたように、彼岸花をもしかしたら切ったっちゃなかろうかと私は思っておりますので、来年あたりからそういうことも気をつけていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 管理については、ちょっと彼岸花についてはもしかすると切っているかもしれません。そこについては確認をさせていただいて、今後、なかなか職員だけの草切りというのは難しいところがございますので、できればちょっと予算計上をさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 職員ばかりでは大変でございます。ぜひ、はな阿蘇美も含めて、はな阿蘇美はもう来年から指定管理になると思っておりますけれども、はな阿蘇美の管理も含めて、平成29年でそういう、必要であれば予算措置を計上していただきたいと思います。

以上で阿蘇いこいの村の管理については終わります。

以上をもちまして、私の一般質問は終わります。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君の一般質問が終わりました。

続きまして、13番議員、五嶋義行君の一般質問を許します。

なお、議員の皆さんと執行部の皆さんにお願いですが、発言の際はマイクを口に近づけてご発言いただきますように、なかなか聞いておりますと途切れ途切れになりますので、よろしく願いいたします。

五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。通告書に従って一般質問をしたいと思っております。今回は5件質問しておりますが、大体1番から3番は似たような質問であります。2番目の第2次阿蘇市総合計画については、昨日、委員長報告の後に採決がされております。ただ、毎年

度の見直しをするということですので、改めて質問したいと思います。

まず1番目の阿蘇市の地方再生について。地方創生について、国が巨費を投じて進めた地方創生、阿蘇市の取り組みとその成果ということで、国は地域を再生させ、魅力ある雇用の場が増すことによって、若者が地方に定住しやすく、併せて子どもを産み育てやすい環境を整えることで出生率の向上を期待する、こうした自治体の取り組みを国が積極的に支援することにしたのが地方創生である。阿蘇市はどのような取り組みをしたのか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えいたします。

地方創生の目的といいますか、狙いにつきましては、議員がご質問の中でおっしゃったとおりでございます。国では、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法を施行いたしまして、地方にはこの法に基づく計画の策定を求めたところでございます。阿蘇市では、平成27年の10月に阿蘇市の総合戦略を策定いたしまして、農業、商業、観光関連産業の活性化などを目的といたしまして事業の取り組みを行うところでございました。しかしながら、平成28年4月に熊本地震が発生いたしましたことで、目玉となるべき事業につきましては取り組みができませんでした。今後、災害復旧と復興を優先しながら本格的に取り組むことにいたしております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） その場合、国は巨費を投じたと言っておりますが、阿蘇市に来るべき、阿蘇市がやれば予算としてどの程度の予算が活用できたのか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますが、目玉となるべき事業について取り組むことができなかつたんですけれども、先行でやった分とか、広域で取り組んだ分の事業がございます。例えば先行で申しますと、先行型が4,800万円と過疎化交付金で約8,000万円、地方創生のその仕事の創生とかいう分で約3,000万円がございます。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） その中で、プレミアム商品券とかもありましたが、そういうのは関係なかつたんですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問でございますが、プレミアム商品券については地方創生ではなかつたと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） それでは、2番目に続いていきますが、第2次阿蘇総合計画、阿蘇市が目指すオンリーワンの世界というのが、私もこの案をずっと何回も読んでみるんですが、なかなか明確に阿蘇市が目指すオンリーワンの世界というのがよくわかりませんので、ちょっとわかりやすく説明していただけないか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○**財政課長（山口貴生君）** ただ今のご質問でございますが、昨日承認いただきました、この計画書、この13ページに総合計画に基本構想の体系図というのを掲載いたしております。この体系図の一番上に、「人がつながり創りだす新しい阿蘇 ONLY ONEの世界へ」ということで阿蘇市が描く将来の都市像ということを掲げております。この掲げた都市像、この狙いといたしまして10ページのほうに表記をいたしているのですけれども、この言葉に込めた思いですね、人がお互いにつながりを持つと巨大なパワーが生まれます。そしてそのパワーを源に、あらゆる分野にチャレンジし続けることによって世界のオンリーワンとなるよう、魅力あふれる新しい阿蘇を創造・発信します。市民一人ひとりが互いを思いやり、情熱とチャレンジ精神を持ってつながることで、住んでよかった、働いてよかった、訪れてよかったと実感できるまちづくりを進めていきますと表現しているところでございます。ですから、未来指向型のまちづくりにつきましては、市民一人ひとりがつながることで、より大きな力でチャレンジしていくことで、唯一無二の阿蘇市となるよう、そんな思いを込めているところでございます。

○**議長（藏原博敏君）** 五嶋義行君。

○**13番（五嶋義行君）** 言葉の意味というのはわかるんですが、その中で今回この総合計画を、委員会を付託するにあたって、分割委託してほしいかと、今思えば思うんですよ。その中には経済もあるし、文教もあるし、それぞれの専門分野があって、もっと議論を深めたいなという思いがあったもんですから、そのことをちょっと財政課長。

○**議長（藏原博敏君）** 財政課長。

○**財政課長（山口貴生君）** 今回、上程しました議案につきましては、総務常任委員会の付託ということになりましたが、この広域計画は8年でございますので、8年後につきましては、また内部で検討いたしまして、その分割できるものであればそういったことでできればと思います。

○**議長（藏原博敏君）** 五嶋義行君。

○**13番（五嶋義行君）** ぜひ、そのようにお願いしたい思います。阿蘇市のオンリーワン、これはもう一番の阿蘇市の特徴は、広大な草原と、そこに放牧されている牛はもう絶対のオンリーワンだと思うんですよ。だから、今赤牛が非常に人気が出てきて、一般の人では赤牛を食べようと思っても食べられない状況なんです。そのところで、この阿蘇市が特別に、阿蘇市は生産地帯です、赤牛の生産はある程度あるけど、阿蘇市で肥育する人がいないんですね。これだけ子牛が高ければ、肥育まで一貫経営でするよりも、早く売ったほうが高く売れるもんですから、ですからそこでオンリーワンを目指すならば、阿蘇市で肥育までできて、一貫経営で販売もすると、そういうことは考えられないでしょうか。

○**議長（藏原博敏君）** 財政課長。

○**財政課長（山口貴生君）** ただ今のご質問、私がちょっと答えづらいところもありますけれども、要はこの将来像についても具体的に阿蘇市ということを描いているわけではございません。人がつながって、新しいことにチャレンジし続けることで、よかったとみんなが実感できるまちづくりという概念でございますので、今ご質問にあるようなことも当然皆さん

が考えて、つながって創り出すということでは、当然あるべき姿だと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 段々確信に触れたいと思っておりますが、その次の3番目のラピュタの道の廃止検討と新聞報道に至った経緯はということで通告しておりますが、私、しばらく家を留守にしとるときにこういう報道がなされて、市長の諸般の報告の中で聞いてびっくりしました。それで、帰って8月23日の新聞を見てみましたら、阿蘇市がいかにも廃止を検討しよるように紙面にあったもんですから、これは1回聞いとかにゃいかんなどということで通告しましたが、この掲載に至った経緯はどういうことだったんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 紙面の掲載に至った経緯とその補足をさせていただきます。

今般の新聞報道につきましては、熊本県道路保全課が発表いたしました県下市町村道の通行規制情報の中で、当市の14路線の道路規制情報のうち、当該市道の状況を新聞記事として掲載されたものであります。震災後、市道狩尾幹線につきましては、道路のみならず、周囲の山腹崩壊等が著しく、復旧における費用及び高度な技術や工法になることから、やむを得ず災害査定を断念した経緯がございます。ラピュタの道、または天空の道としてSNS等で知名度が上がり、訪れる観光客も多く、市といたしましても観光資源としての復活も念頭に置き、今もなお関係機関で検討しております。市道狩尾幹線は、現在長寿ヶ丘公園北側周辺までは通行することができ、公園東側の県における災害関連砂防工事後に長寿ヶ丘公園までの災害復旧工事を実施予定であります。長寿ヶ丘公園から先につきましても、土砂等を撤去して、できるだけ通行できる対策を講じて、原野管理等に利用していただけるよう対策を考えているところでございます。道路沿線斜面は災害後の豪雨等で、さらに不安定な状態になっており、安全確保の面から一部通行止めとして取り扱いを行っているところでございます。そのため、全線廃止の考えは持っておりません。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 市質問があっちゃこっちゃしますが、このことは総合計画の中にも41ページに観光資源の磨き上げと充実ということで、ビューポイントの整備ということがあります。ここは阿蘇市がわざわざ観光地にするために開発したものではないところが、やはり全国の皆さんがその景観に魅了されて、新しい観光資源となりつつあって、震災前には駐車場の整備も考えられておりました。ですから、総合計画の中でもどういふふうを考えていくのか、ちょっとそのこともお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員おっしゃられたとおり、観光客が多いということで駐車場の整備は観光課のほうで計画されておりました。当然、まだラピュタの道、天空の道としての形状は残っております。あとは、通れるか、通れないかということ、今後可能性を信じていろんな事業を検索したいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 今、通行止めにしてあって、ミルクロードの入り口にはローンを並

べて入れないようにしてあります。しかし、駐車禁止の立て札もありますが、どうしても白線のその側にバイクを止めたり、車を止めたり、非常に多くの観光客というか、そういうところがやはりあんまりオープンにして見せないと見たくなるという人間心ですか、見ているんですよ。ですから、駐車場でも先に整備して、皆さんのためになればいいんじゃないかと思いますが、そのことはいかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） ちょっと雨が降ると、小さい石ころでも上から落ちてくるといふ状況もございましたものですから、ロールを道に並べて今通行止めとしております。当然、おっしゃられるとおりの人間の心理としましては、閉ざされとると歩いてでも入っていきいたいということもございます。今後、地元や観光課あたりとその辺も含めて検討していきいたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 先ほど課長の答弁で、あきらめてはいないという答えがありました。そこで、市長にちょっとお伺いしたいんですが、市長からも以前からずっとそういう気持ちを聞いておったところに、こういう新聞報道であったものですから、私自身もびっくりしまして、これは地元の人たちも大変心配しておられますので、市長、今後どのような形でこの道を観光資源として考えておられるのか、そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市長。

○市長（佐藤義興君） このことについては、災害が起きた当初から地元の皆さん方にも説明をさせていただいております。ただ、どれだけ高度な技術とそれをもって安全性は担保できないけれども、まず撤去するとか、とりあえずつながるようになるためには、簡単に言えば80億円かかるとか、あるいは100億円かかるとか、そんな状態でありますし、でもあそこは地元の皆さん方にとっては大事な作業道でもあるし、事業道でもあると思っております。せっかくつくった道でありますので、今後阿蘇市の課題として、地元はもちろんでありますけれども、また、議会のほうにもご相談をさせていただきたいと思いますが、議会も含んだところで、阿蘇市の総意として、あそこをぜひともできるだけ可能な限り復旧していくんだという取り組みをある時期においてやっていかなければいけない。その切り口をどのようにしていくかというのを、今関係機関の方、専門機関の方といろいろ相談しながら、その構築性について今検討しておる段階でありますから、新聞の方向性とは全く違うということが1つあります。それと同時に、観光道ということがありますけれども、私はやっぱりその前に地元の皆さん方の優先道路として、それが支障をきたさないように、そしてまた住んで上からの崖崩れがないように、そこの危険性をまずきちっと担保しなきゃいかんということが私たちに与えられた今の使命であると思っております。観光の皆さん方は確かに見たいということがあるかもしれませんが、その辺は今後のいろんな進め方においてどのようにしていくのか、対応していくということを議論しながら明らかになってくると思っておりますので、そのような方向でこれから慎重かつ前向きに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 今、市長の言葉を聞いて、少し安心しましたが、あれはもう 50 年ぐらい前に阿蘇の原野を早地改良するというので、下の有畜農家の人たちが通りやすい道路ということで整備された農業用の牧道でありました。それがたまたまあいう形で観光的に非常に脚光を浴びたものですから、今現在、下の畜産農家は牧場に行くのに 45 分以上かかります。あの道路があれば 10 分ぐらいで上れるところでありますので、先ほど市長からの答弁のように、まずは畜産農家のためにあの道路が安全に通れるように、本当に 100%法面処理なんかをすれば本当 100 億円かかるかもしれません。ただ、ある程度のところまでならば、そんなにかからんのじゃないかという思いでありますので、あきらめずにいろんな事業を模索しながらやっていきたいと思っております。

それでは、次の、また近くの状況なんですけど、4 番目の山崩れの復旧状況ということで、毎朝目が覚めて外に出ると、やはり山崩れが目の前にあるわけです。恐らく、いろんな治山事業とかあって事業は計画されていると思いますが、最終的に山崩れの山肌が少し緑をおびてくるような状況になるのかどうかというのが非常に心配しておりますので、そのところの質問をいたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

阿蘇市全体で、まず数字のほうを申し上げますと、山腹崩壊等の山地災害により被災した箇所でございますけれども、管内で約 100 箇所の上っておりますような状況でございます。そのうち、山腹崩壊が 69 箇所、それから治山施設災害箇所が 15 箇所上っております。ご質問にありました狩尾地区の被災箇所のご質問だと思いますが、非常に崩壊の大きい狩尾地区の日下地区で、現在 A 地区、B 地区ということで計画箇所が上がっております。日下地区 A 箇所でございますけれども、こちらのほうが現在入札の準備中ということで、10 月に開札が行われるということで県から伺っております。崩落しております下部部分から順次、上の方に、全体で 4 つの谷止め工が予定されております。上の方については、同じく本年度の県営事業の予算で上部のほうから施工されるということで、2 つの予算を活用しながら日下については実施していくということでございます。

それから、工法でございますけれども、非常に大きい転石も散乱しており、被災箇所の施工範囲にあたる箇所については、現地で転石に薬剤を注入し、破壊して外部に運搬するという工法も聞いておりますし、また景観配慮に対して非常にコンクリート剥き出し的な部分の、非常に環境にそぐわない部分の施工が如何なものかということでご意見もありますが、基本的に景観配慮については、通常木製残置型枠で堰堤の施工を行いますけれども、間伐材等を利用した木材の型枠によって実施するというので、コンクリートの養生が完了した際には、その間伐材の型枠はそのまま残すという工法で施工されると伺っております。従いまして、表面上は木材の色調になるということで、景観にマッチするような工法だということで聞いております。

それから、種子吹きつけについても在来種を配合した吹きつけを計画しているということで伺っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 今話を聞くと、少しは将来にわたって緑化が進んでいくのかなと思いましたが。あの地区は今年の春は野焼きができなくて、野焼きをやらなかった弊害がすぐさま出ました。どういうことかという、輪地切りをして、輪地やきをしたときに、普通野焼きの後の青野であれば輪地やきしたときの火が飛び火するようなことはないんです。野焼きをしてなかったもんですから、下に枯れ草があって、その枯れ草が燃え広がってかなりの面積が燃えましたので、早速そういう、来年からすぐ野焼きができるようなその対策も、以前から申しておりますように、保安林の解除も進めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の野焼き等に支障のある小規模樹林帯、また保安林の規制によりまして、なかなか作業のほうが軽減できないというご質問でございます。これについては、以前から地域活性化総合特区制度によりまして規制の緩和等の協議を行っております。そういった中で、後期の今後5年間の計画の中で、そういう支障になる案件を再度抽出しながら、総合特区制度の範囲の中で関係部署と連携しながら対策を講じてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 継続は力なりで、一生懸命やっていただきたいと思います。私のほうも毎回の質問に取り入れて質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の質問に入ります。最後は、先ほど河崎議員のほうからもありました土地改良の草刈り作業についてということで、このことは今現在、農地・水あたりで草刈りを3回ほどやっております。ただ、草刈りをする人たちの高齢化が進んで、過去5年と今現在とは、非常に実績が変わってきました。やっぱりできるところとできないところ、非常にばらつきがあって、そんな思いでおるところに、今年ちょっと新潟の佐渡市のほうに行ってみました。佐渡市は、阿蘇市とまた似たような状況で、世界農業遺産も獲得しとるし、世界遺産も目指しておる、同じようなところで、田んぼの畦草を見てみましたら、きれいに刈り取りしてあったんです。ちょうど7月の頭でした。それが一様な刈り方なんです。ですから、今後、今から先も日にちをある程度指定してはあるんですよ。ところが、阿蘇市の場合は枯れてないところがたくさんあって、特に大きな土手、黒川の堤防、そういうところを同じ金をばらまくというおかしいんですけど、するよりも、そういう作業班なりをつくって重機の刈り取りをやるのか、そういう考えはありませんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在のご質問でございます。多面的機能支払交付金の農地維持活動支払いの部分であると思いますが、多面的機能事業については、今申しました農地維持活動、共同作業でございますけれども、3つの取り組みの中で成り立っております。その農地維持活動、地域で農地維持を図りながら地域の環境保全をどうしていくかということの活動でございますけれども、阿蘇市全体で活動実績をまず申し上げさせていただきますと、

平成 28 年度の実績で、延べ人数でございますけれども、3 万 6,693 名の延べ人数で活動がなされているような状況でございます。4 つの保全組織に基づきまして、それぞれ旧町村ごとに活動範囲を定めまして、それぞれの活動組織を、全体で 25 の組織を設定いたしまして、先ほどの延べ人数で活動が行われております。議員おっしゃるように、今般の高齢化でありますとか、非常にこう地域によつては活動がなかなか進まない、難しいところもございます。そういったものについては、5 年間活動の範囲というか、活動組織を定めまして、単年度ごとにそういう活動エリアを見直していくという手法でございます。そういった中で、各組織ごとにそういう重機でありますとか、高性能機械を用いて活動なさっている活動組織もあるようでございますので、そういった要望については、各事務局であります両土地改良区等々の要望等を伝えさせていただきながら、地域のそういった活動に沿えるような部分の措置を検討させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） その場合に、阿蘇市に来るいろいろな交付金、補助金ですね。それと佐渡市の場合というのが違うものですか、同じようなものですか。交付金の額なり種類が。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 交付金の基礎となるものについては、対象農地に対してそれぞれ農地維持活動、資源向上活動、それから長寿命化という 3 つの取り組みに対して交付金が交付されております。佐渡市の状況については取り組み面積等を把握しておりませんので比較はできないと思いますが、他事業である環境保全型農業直接支払事業で、阿蘇市は有機農業の取り組みに対し支援を行っておりますけれども、佐渡市については、恐らく環境保全型事業により、冬期湛水のメニューで、冬場の水田に湛水するという取り組みが行われております。ある意味、面的な部分で大きく交付金を有効活用されているということでお聞きいたしております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） そんな話も、あそこの一番の産業は公共事業だと向こうの議長さんのお会いして聞いたところが、だから阿蘇市よりもそういう面のお金が下りてきとるんだなという思いがしました。先日の土地改良の総代会でも、この草切りについての要望というのが来ております。やはりもう作業班をつくって、ある程度機械力でできるところは機械でやって、人手をできるだけ使わないようなことを進めていったほうがいいんじゃないかと。それと、畦づくりですね、畦づくりがしっかりしてあるんですよ。ですから、機械が使えるように、もうとにかく阿蘇の場合は、どうも畦に除草剤をまく人がおって、畦が崩れとるような状況で機械が使えないというのもあるかと思っておりますので、そこら辺の行政的な指導もよろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 地域ごとに活動組織、エリアごとに非常に難しい箇所も、先ほど申したとおりでございます。共同活動でございますので、当然地域の農業維持でありますとか、農地維持でありますとか、環境保全、資源の向上のできる取り組みとして、それぞれ

活動組織ごとに活動いただいております。そういったところで、まず活動組織ごとに、実態を把握させていただきながら、事務局とそういった実態把握を含めながら作業班等について、そういう投入の方針を検討させていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） ぜひ、総合計画にもあります。農地の集積化と集約化、どうしても阿蘇市は今担い手が減って、1人の個人でやる面積、法人でやる面積というのが非常に増えてきて、30町歩以上やっとなる人が相当数おりますから、そうすると3反せまちでは、畦が何十本もある、何mもある畦を草刈りせにやいかんということで、草刈り作業が非常に重労働になっております。だから農地を集約して、基盤整備を再度やって、畦を少なくするとか、そういうことも総合計画の中にありますので進めていって、阿蘇市がきれいな田園風景であったり、阿蘇の草原が素晴らしい草原であったりとかいう、そういう、これがオンリーワンの世界じゃないかと思っておりますので、農政課長の意気込みもお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） オンリーワンということで、先ほど原野、草原の部分で赤牛についても特化した部分で今後進めていきたいと考えておりますけれども、農地の部分については、ご存知のとおり昭和40年代から始まりました県営土地改良事業によって、約4,000町歩ほど整備されておりますが、その再整備時期に来ておまして、30年を経過した工区については、順次再整備をやっております。乾田化に伴います暗渠排水であるとか、先ほどおっしゃったとおり、非常に集団化、大規模化することによって、当然農業機械も大きくなってまいります。そういった中で、農地の畦畔を除いて大区画化にしたりとか、そういったところも現在事業で取り組みを行っております。引き続き、担い手の育成等を含めて、最終的には集落営農の法人化を見据えた中で阿蘇市の農業の基盤づくりに支援の検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 阿蘇は、やっぱり典型的な農村地帯、農業地帯なんです。農業と畜産。そういうのがベースにあって、そのことでほかのいろんなことが関わり合ってくると、そういう阿蘇のオンリーワンを目指すなら、そういう形で目指したいと思っております、私自身は。ぜひ行政のほうもそこら辺を、オンリーワンをもっとわかりやすく市民の皆さんに伝えられるような施策を今からお願いしたいと思ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 五嶋義行君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。再開は11時30分から再開いたします。

午前11時18分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

12 番議員、田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 12 番、田中です。通告に従いまして質問いたします。

最初の応急仮設住宅の利用状況についてですが、昨年の発災から 1 年 4 箇月が過ぎております。被災者の皆様も生活再建に向けて努力されておられると思いますが、仮設住宅利用がどのような状況なのかお尋ねいたします。どのぐらいの方が退去されているのか。また、今どのぐらいの方が入居されているか。また、わかればみなし仮設住宅についてもお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） ただ今の応急仮設の状況についてお答えいたします。

応急仮設住宅は、東池尻団地を含めまして 116 戸でございますけれども、これまでに退去された方が 22 戸、また新たに入居された方が 17 戸で、8 月 31 日現在で延べ 133 戸が利用されたことになっております。みなし仮設の利用状況でございますけれども、みなし仮設は正式には民間賃貸住宅借上事業で、熊本県に確認をいたしましたところ、申し込み総数が 162 戸のうち契約をされているのが 157 戸、うち 8 月末までに退去された方が 15 戸となっております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 退去された方がどのような再建をされたか。また、自宅再建、あるいは借家などに移られた方をお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 再建の状況でございますけれども、まず応急仮設住宅の再建状況といたしましては、22 戸の方が自宅再建されておりますが、うち 3 戸が阿蘇市外の再建ということで、あとの方たちは阿蘇市内での再建でございます。それと、みなし仮設の再建状況といたしましては、退去された 15 戸のうち 14 戸が自宅再建、うち 1 戸が民間の賃貸住宅への転居になっております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） それぞれの方が、それぞれに自分の進度をされておられると思いますが、まだたくさんの方が応急仮設住宅やみなし仮設に入居されております。再建にはもっと期間が必要だと思いますが、応急仮設住宅やみなし仮設の供用期間の延長はどうなっておりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 応急仮設住宅、みなし仮設住宅の供用期間についてでございますが、災害救助法に基づいて供用開始から 2 年間となっております。期間延長につきましては、熊本県と内閣府が協議によって判断されることとなります。先月、8 月 24、25 日に県の説明会があり、あくまでも原則供用期間は 2 年ですが、自立再建が難しい被災者については、国との協議を進めるとのことございました。阿蘇市では、建築会社や大工さん

などが不足していること、それと地震後、再建予定地が土砂災害特別区域、レッドゾーンに指定され、建設地を探していることなど、自宅再建に期間を要する理由を追加提出いたしまして、県と国の協議による回答を待っている状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 今、課長が申されましたように、大工さんのほうも手薄になっておりますし、やはり私の地域にも大規模半壊と半壊がございますので、高齢者にもなっておりますので、2年で出ていかなくちやいけないのかなということがありましたのでちょっとお聞きしたんですけれども、万が一の場合に再建される方も、その期間中にできる方もいらっしゃると思いますけど、もしも延長にかかった人は、その1箇所に移すことになるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 仮設期間の延長がなく、再建できない場合のご質問だと思います。今まだ仮設住宅自体が県の品物でございますが、平成24年の水害のときにございましたように、東池尻の再建支援住宅のように市が受け継ぎまして、再建まで利用していただいたことございます。そういうことも含めまして、今回につきましても県と協議中でございますが、そのまま利用させていただけないか議を進めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 一応、その言葉を聞いて安心しましたけれども、被災された方も大変ですけれども、心の傷がまだ癒えておりませんので、その辺を緩和していただかないことかなと思っております。この件に関しては、本当に頼みますというとおかしいんですけども、災害の皆さんを安心させるようなことだと思いますので、よろしく願いしておきます。

次にいきますけれども、2番と3番はちょっと入れ替えますけれども、まず3番にいきますけれども、高齢者の方々の自宅再建に向け、さらなる支援をですが、今回の地震では被害が甚大だったことから、自宅再建には期間も長くかかると思いますし、特に高齢者の方々は生活再建のためには収入も限られております。その中で自宅を再建するには経済的に非常に難しい方々がほとんどです。災害公営住宅建設の計画も進められておりますが、被災者の皆さんは自宅再建を願っております。高齢者の方は、経済的な理由からあきらめている人も多いようですけれども、そこで経済的支援や自宅再建の支援補助があるのか、お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） それでは、お答えします。

先ほどの質問でございますが、福祉課のほうで生活再建と自立の支援ということで、地域支え合いセンターの中でやっております。そういうことで、今、高齢者の方々、あるいは高齢者、独居老人の方、そういう要支援が必要な方が必ず、今のところ106名ぐらいおりますけれども、そういった相談を受けておまして、先ほど質問があった、いろんな高齢者向けの再建に向けた支援制度でございますが、通常、高齢者に限ったものにつきましては、1つ

リバースモーゲージということで、要は高齢者の方々が住まれる家を借りた場合に、利子だけを生存中払うと。利子を払って、亡くなられたときに、その建物を銀行が担保にするとか、あるいは子どもさんとか相続の方がそれを払っていくと。まずは、お年寄りの方が今住める状態をしていくという、そういう制度はございます。今回、県のほうが今予算に上げていますが、その部分の利子補給、利子助成をすると、そういう制度はありますが、基本そういう形であれば利率がちょっと高いもんですから、総合的に考えると高齢者向けの特別な制度というのはなかなか見あたらないというのが現状でございます。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 皆さんもおわかりと思いますけど、現状は2世帯が多くて、本当にお話を聞くと、やっぱり子どもたちには頼らないというんですかね。自分たちが、やはり自分の自宅がほしいということで再建を望みますけれども、やはりお金のことが頭に入ってきます。とても難しいんですね。今はもう本当に世帯が2世帯になっている関係で、こういう災害が起きたときに、本当に子どもさんたちがいるのに助けなくちゃいけないという行政ができる部分ですよね。何かとても深く今感じているところですけど、こういう施策というのはどういうふうに質問したらいいか、ちょっと悩んだんですけども、やはり子どもさんがいるのにできない。今度は高齢で年取っているから何年生きるかもわからないということがあって、それでもやっぱり住みたいという状況の中で、今、課長が言われましたけれども、その土地はあってもその断層が入ったところは建てられないしということもありますし、いろんな状況の中で最終的な判断としてはいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） お答えします。

やっぱり家庭の事情がそれぞれあると思います。今、行政としては、やっぱり先ほど言いました地域支え合いセンターで、スタッフ6名がおる中で、随時見守りも含めて今後の相談を十分受けておるところでございます。その中で、先ほど言いました、今まだ考えられないとかですね、再建したいんだけどお金がないとか、いろんなパターンがありますので、ちゃんとその支え合いセンターの指導員が見守りとかいろんな活動の中で、システムの中に入力して現状把握をしております。それから、それに基づいてこの人はどういう支援をしていいかということでケース会議をしたり、個別の再建計画というのを立てながら今やっておりますので、その中でその人に合った支援の方法とか、いろんな関係機関と協力してやっていきたいと。ただ、やっぱり支え合いセンターもあくまでも自立支援という部分がありますので、強制的に立ててくださいとかいろんな部分は言えませんもんですから、やっぱり家庭で話も一方では十分していただいて、その中で支え合いセンターがどれだけ寄り添って、きめ細かな相談をするかということだろうと思います。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 相談の中には、もうどうせ年を取っているから、もう市の仮設の中にもおっついていいかなとか、そういう冗談を言われるところもあるんですけども、まずは高齢になると端末なんかも見ているかよくわかりませんが、やはりそういう方たちにや

っぱりこう回ってすべてが行き届くような、言語というとおかしいんですけど、そういうのを配布して、人間というのはこういう災害が起きるとやっぱり不安というんですかね、先が見えないということが、子どもさんたちがいても、とても中の一本の親子の関係が入っているところが結構見受けられてやっぱり難しいなと思いますので、その辺のところをきめ細かに、大変とは思いますが、話を、お年寄りというのはお医者さんではありませんけど、大したことはないのにお医者さんにかかるとう安心という、安心ですよ、その安心を行政の方も忙しいと思いますけれども、心の中が病むようなところを3分の1でも取っていただければいいかなと思いますので、家の再建にとっては心入れていただくといいかなと思っています。以上で終わります。

続きまして、2番目の道路被害の復旧状況についてですけれども、これは県道・市道ですけれども、地震から1年4箇月が過ぎております。それぞれの道路が損壊して不自由さを感じていましたけれども、最近は端も道の一部になりますけれども、整理されつつ、ありがたさを感じております。県道の一部はまだ当時のままの姿もありますけれども、それを含めて状況をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 市道・県道の復旧状況についてお答えいたします。

昨年の地震等により発生しました市道の災害復旧状況につきましては、8月末現在で査定箇所181箇所のうち133件が発注済みであり、内36件が竣工しております。残りの未発注48件につきましては年度内の発注を予定しております、平成30年度中の竣工を目指しております。また、市管内の県道の復旧状況につきましては、8月21日現在、査定件数37件、そのうち31件が発注済みであり、内13件が竣工しております。残りにつきましても、引き続き発注手続きを行っていくとのことであります。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 市道のほうは結構上がっておりますけれども、県道も結構もう平成30年度にはほとんど上がってくるみたいですけど、内牧停車場線、前の内牧駅から内牧温泉に向かっての、あの狩尾1区の落ちているところは、落差しているところは、どんな感じなんでしょうか。県道ですけど。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 今ご質問の内牧停車場線でございますが、9月初旬に隣接関係者の承諾を得られまして、今後発注の手続きが進むと聞いております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12番（田中弘子君） 発注は進んだと今言われましたけれども、その発注に併せてどうなるかわかりませんが、そこを通れるとなるといつぐらいになるのでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 前回お聞きしたときは、県のほうから10月ぐらいを目途に発注し、年度内の工事完成とお聞きしております。

○議長（藏原博敏君） 田中弘子君。

○12 番（田中弘子君） 年度内に通行ができるということであれば、今、やっぱり 24 時間体制で上・下でやっておられますけれども、なかなか大型バスもあそこを通るときには、完成してもあの道は通りにくいということでしたので、やはり通勤・通学とか、そういう人たちも使うときに、やっぱり落差があるのでちょっと怖いというところがありましたので、今年中に完成であればいいかなと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藏原博敏君） 12 番、田中弘子君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中あと 10 分程度ございますが、午前中の会議をこの辺で止めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から再開をいたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

4 番議員、谷崎利浩君の一般質問を許します。

谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番議員、谷崎です。通告に従い、一般質問を始めたいと思います。よろしくをお願いします。

まずは、医療センターについてですが、本来といいますか、今回決算認定の件がありました。私としては、もうちょっと議論を進めてから認定したかったんですけども、一般質問の場が採決の後ということですので、今後議会としては採決の前に一般質問を持ってくるようなことも考えたほうがいいんじゃないだろうかと今ちょっと考えております。それで、採決は終わりましたけれども、医療センターにつきまして、まず質問していきたいと思います。

それでは、(1) の財務内容と赤字解消に向けた方策はということで、まず 3 年間の純損失、平成 26 年、27 年、28 年とご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） それでは、ただ今のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、その前に、病院事業管理者を筆頭に職員全体で経営の効率化に取り組んできたところなんですけど、改善傾向にあるものの結果として当年度純損失、いわゆる赤字を出してしまったことについては、誠に遺憾に思っております。それぞれの決算年度におけます純損失につきまして、平成 26 年度は 7 億 6,216 万 3,000 円、平成 27 年度は 1 億 8,682 万 8,000 円、平成 28 年度は 1 億 8,676 万 7,000 円でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 今回、決算認定について、公営企業、公の病院としてどう判断するかということを私も夜中まで迷ったんですけども、基本的に減価償却が 3 億 1,000 万円あ

る中で赤字が1億8,000万円と。キャッシュフロー見てもある程度それで処理できているというところを見たときに、決算認定、認定していいんじゃないかと、そういうふうに判断いたしました。ただ、その中で、今後どうやっていくのかも含めて疑問があるところもございましたので、続けて質問していきますが、まずナース、看護師の13対1から10対1になった、要はナース、10対1になれば点数が上がって収益が増えたという質問でしたけれども、患者の総数からいけば看護師は増えているわけですので、人件費が増えるのではないかと、そう思うんですけれども、その13対1から10対1に変わることでもってどういうふうに収益が上がったのか、その質問をよろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、看護基準を13対1から10対1に変更したのは、平成28年7月1日からでございます。看護基準の10対1の導入に際しましては、併せて本会議のときに河崎議員のご質問でありましたが、地域包括ケア病床も21床導入をさせていただきました。これにつきましては、病院にとってもメリットがある、患者様にとってもメリットがあるということで、本来急性期の病院では看護師を多く必要とするということで、それだけ急性期の症状が重い患者様に対応するために看護師の数を多く取りそろえなければなりません。大規模な病院では7対1、患者様7人に1人ということが一応今の基準では最高なんです、当院では従来13対1で対応しておりました。それを看護師の確保をすることによりまして、そのほかの厚生局の認可基準をクリアすることによりまして10対1を導入できたわけです。それによりまして、患者様は当然1人の看護師が受け持つ患者様の数が減りますから、手厚い看護が受けられるということがメリットになりますし、また病院もそういう看護基準を取ることにによりまして、診療報酬のアップが認められております。維持するためにもそれなりの大変さはあるんですが、人件費の増ももちろんあります。あるんですが、一応効果といたしましては、平成28年7月1日以降、10対1の看護基準を導入したことによりまして、収益が月額約700万円ほど上がっておりますので、それは非常に導入した効果が出ていると思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 患者さんの中には、ナースコールしたけど30分来なかったとか、あるいは空調設備で向こう側とこっち側と暑さが違ってすごく暑い部屋にいたとか、そういった苦情とかも出ておりますので、看護師が増えることでもってそういったことが改善できればと思います。

それでは、資金繰りの件にいきますけれども、先ほど課長が言われたのは6億円、2億円、2億円ぐらいですかね、11億円ぐらいですかね、累積損失はですね。それに対して、平成26年度、27年度は、旧中央病院のときの累積欠損金の5億4,000万円ですか、それを根拠に繰入金のほうに入れたわけなんですけれども、その繰入金の5億円を足せば大体16億円が私は赤字だと、そういうふうに認識しております。それで、具体的には一般会計から医療センターへ行った、出資金は別として、行った資金繰り関係での流入といいますか、流出といいますか、それは累計でいくらになりますでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 一般会計からの繰入金につきましては、早い話が旧病院時代から継続してずっといただいております。ですので、要は新病院になってからの3年間ということと言えますと、平成26年度が4億3,600万円、平成27年度が4億9,200万円、平成28年度が2億4,900万円と、3箇年間で11億7,700万円ほど入れていただきました。なお、今の繰入額の中には、谷崎市議がおっしゃいましたように、平成25年度末の繰越欠損金と累積欠損金ですね、事業管理者が阿蘇市長から今の甲斐院長のほうに地方公営企業の全部適用に伴って変わったということで、それまでの一部適用の中での欠損部分を新しい病院のほうに負担を掛けてはというご配慮をいただきまして、3箇年に分けてトータルで5億6,300万円を経営補填という形でいただきました。なお、いわゆるそれは名称で言いますと法定外繰入金ですね。通常、法定内繰入金は以前から申し上げておりますとおり、政策医療分については交付税の裏付けの中で一般会計のほうから病院会計のほうに、企業会計のほうに繰り入れていただくということで裏付けの根拠がございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 法定内繰入金については、後で財政課長にお聞きしますが、要はそうなったときに実質の赤字というのは、今の平成28年度の決算書に出てきている累積欠損金の15億円と類似するなど。繰入金を収入に入れていきますからその分赤字が圧縮されていますので、結局はプラスマイナスで同じになると。だから15億円か、そのぐらいだろうと、そういうふうに見ています。その中で、問題になるのは累積欠損金が増えることで資本との釣り合いが悪くなって、要は差引資本金が1億円に減ってしまっていると。最初10数億円あったのが1億円に減ってしまって、今期1億円以上の赤字が出たときには債務超過になるという状況で私は見えています。また、平成29年度の経営の努力によって1億円切れればまた来年になりますけれども、それでも来年度に債務超過に陥る可能性がある。そこで、債務超過になったときに資金繰りはどうなっていくのかということについてお聞きしたいんですが、平成29年度がその1億円超えて赤字になったときに、一般会計からさらなる手当が必要になるのか。さらにずっと赤字が続いていったときに、1億円、1億円、1億円とか、2億円、2億円、2億円とか、そういう形で一般会計から出さないといけなくなっていくのか。その辺のご見解をお聞かせください。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問なんですが、いくつかの要素が含まれておりますので、ちょっと分けてご回答したいと思います。

1年間の経営成績というのを、いわゆる損益計算書としてご報告しています財務諸表の中で、収益よりも費用が上回れば、それがいわゆる赤字ということですね。今、市議おっしゃいました、いわゆる債務超過の部分なんですが、財産と債務残高ですね、貸借対照表の中で資産を負債が上回ればそれが債務超過だということで、それは承知のとおりなんですが、結局債務超過になったとはいえ、例えばそれで資金繰りがいきなり滞るかということではございません。当然、運営する中では、ランニングをしていく中で、一時的に資金不足になる

ことは生じますので、その際には市中の金融機関とか一時借入をしながらしのぐということは現在もやっております。

そういう中で、市からの支援も過去にもしていただいたわけなんですけど、これから先の話なんですけど、まず第1点ですね、いわゆる資金繰りの問題ですね。キャッシュフローのことなんですけど、これについては別に楽観しているわけではございませんが、数字だけを述べさせていただくと、決算書にも記載しておりましたキャッシュフローの期末の資金残高が平成26年度の期末で9,470万円、平成27年度の期末で9,640万円、平成28年度の期末残高で1億7,400万円ということで上がっております。その大きな要因は、平成27年度から28年度を比べまして増えた理由は未収金が1億6,400万円ほど増えております。診療報酬は翌々月の納付になりますので、会計決算上、2箇月遅れになりますので未収金ということで上げますが、要はそれだけ医業収益が増えたから期末の資金残高がそれだけ残っているということでご理解いただければと思います。ということで、期末の資金残高が平成28年度で1億7,400万円ありました。これから、また答弁の機会があるかと思いますが、平成29年度も患者数とかも増えておる傾向がありますので、経営的には好転をしておりますので、例えば来年の3月末、平成29年度としての平成30年の3月末期末残高としては、平成28年度期末残高を上回るのではないかと希望も含めて観測を持っております。そういうことで、要は運営が出来るということで、杞憂で終われば一番それがいいなと思っております。

なお、一般会計からのご支援につきましては、この後、経営的に何か病院にとって不都合が起こるやもしれませんので、その際には、例えば繰入金については法定外というのはなかなか議会のほうとしてもご承認は厳しいと思いますので、最悪貸付金という形で返済を前提にして一般会計からお貸しいただければと、それはまた一般会計のほうにお願いをさせていただければと思っております。経営的に不測の事態が生じれば、そういう形で市のほうにお願いをさせていただこうと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） キャッシュフローは資金繰りの問題についてちょっと答弁いただきましたけれども、これのうちの、今話に出ました未収金というのは売り上げがずっと上がっていく、右肩上がりです上がっていくときには出てきますけれども、安定したときにはもうなくなってくるので、そういった要素が変わると、キャッシュフローの中からいくと、一時借入金が6億円借り入れて4億円しか返してない。6,800万円、市から借り入れて3,900万円しか返してないということで、タイムラグがあるので、それは返したということでありませけれども、問題としてその市中から借りている借入金がどんどん増えないようにしていかないと、キャッシュフローではプラスでも借金は増えていきますということにはならないようにしていただきたいんですけども、そのところの用途はいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問なんですけど、まず起債の償還とか、一般会計からの借入金、市中銀行からの借入れを含め、過去を含め滞納とか遅延は一切ございませんので、滞りなく返済をさせていただいております。

起債残高も起債償還のピークはまだちょっとこの後になっておりますが、市からの借入金につきましては、借り入れれば残高が増えることとなりますが、借り入れがなければ残高も増えなくなりますので、そのことはこの経営の状況次第ではないかと思っております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 現金資金繰りについては財務内容はわかりませんので、大体我々が見るときには赤字が減価償却費を上回ってないか。大体そういったところでしか見ていませんので、ざっとプラスでいけるかなと、そういうふうに思っています。それで、やっていただきたいと思えます。

もう1つは、累積欠損金が増えていくことで、要は、もし仮にどこかの病院に売りに出したときに、その累積欠損金を精算しないといけないときが来ると思えますし、設備については50年保つので、50年後に累積欠損金の精算というのが出てくると思えますので、そこらあたりも気をつけておいていただきたいと思えます。できれば資本注入するんだったら、その前に1、2年前から事業計画を立てて議会のほうに尋ねてみるとか、そういったのもしていただきたいと思えますけれども、事業計画、そういった注意点について、何か所見があればお願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問なんですが、総務省の公立病院改革プラン、新病院改革ガイドラインというのに基づいて、新公立病院改革プランというのを阿蘇医療センターのほうも策定いたしまして、病院のホームページのほうにも公表させていただいております。その中で、経営の効率化ということで、平成32年度までの経営計画、収支計画を計上させていただいております。当然ですが、増収対策と経費削減対策に取り組みながら、当然ですけど病院といたしましても早期に経営を改善いたして、ゆくゆくは累積欠損金の解消につなげていきたいと思っておりますので、そこはそういうふうにちゃんと考えております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、先ほどの繰入金、2億4,000万円だったり、2億1,000万円だったり、そのとき、そのとき、前の中央病院のときには1億5,000万円とか聞いたり、金額が変わってきますけれども、その繰入根拠について財政課長のほうから、ざっとした説明でいいですのでよろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 繰出基準について、お答えをさせていただきます。

病院事業を含む地方公営は2つの役割がございます。1つは当然収益事業を行いますから企業性を発揮して経済性を求めるという部分と、公共の福祉の増進、平たく言いますと利益を追い求めることができない分については、広く市民のために事業を行う、そういう2つの役割がございます。ですので、地方公営企業法第17条で、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費と、当該地方公営企業法の性質上、能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であ

ると認められる経費につきましては、地方公共団体の一般会計または他の特別会計において、出資、長期の貸し付け、負担金の支出、その他の方法により負担するものとされております。一方、地方公営企業の特別会計におきましては、さっき言いました収益の部分でございますけれども、その経費は地方公共団体の一般会計または特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないと、それぞれに負担軽減の原則が定められているところでございます。これは、何度も言いますけれども、企業性を発揮するものにつきましては、その経営の収入をもって充てると。公共の福祉の増進に関するものにつきましては、具体的には、例えば病院事業につきましては16項目あるんですけれども、病院の建設改良に関する経費、僻地医療の確保に要する経費、不採算地区病院の経営に関する経費、感染症に要する経費、保健衛生行政事務に要する経費など、先ほど言いました11項目にこういった繰出基準がございますので、地方公共団体の一般会計または他の特別会計において負担を行っているところでございます。毎年度これにつきましては地方財政計画に公営企業繰出金を計上することで、地方交付税の基準財政需要額と特別交付税を通じて財源措置が行われているところでございます。また、この負担区分のルールにつきましては、毎年繰出基準として総務省から各地方公共団体に通知がされております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） はい、わかりました。繰入金には根拠があるということですね。それによって、公営的なものを賄っている、公営企業として繰入金を市から出すのは正当であると。しかも、交付税措置があるから、市としてはプラマイゼロといいますか、ある程度そのところであると、そういう見解でよろしいですね。ですから、繰入金以外を入れて、さらに出る赤字というのは、収益事業分の赤字と私は理解していますけど、極論ですけどいいですよ。

そういうところで、次の質問に移ります。実際のところとしては、国の交付税自体が15兆円ぐらいと上限が決まっています、どれだけ需要額を積み上げて請求しても、それだけのことは交付税として戻ってこないという事実もございますので、病院事業としては3億円ぐらいがほしいところだと、そういうふうに聞いておりますけれども、その差額については、一応今回は見ないで、繰入金が必要な金額で、それ以上に赤字が出たときは赤字と私は判断していきたいと思います。

それで、これから病院事業をもっとよくしていくために、赤字を解消していくための内容として、監査のほうからも整形外科医師とか含めた医師の充実について問われておりますけれども、そのことについて、責任者とか、その責任の所在とかはある程度考えながらご答弁をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問ですが、医師不足は、もう開院当初から何回もお話をさせていただいております。現在、9名の常勤の先生で、あと非常勤の先生で対応させていただいておりますが、たくさんの患者様のほうからお声を聞いておりますように、整形外科が非常勤の先生で今対応させていただいておりますが、常勤の先生を

早く確保してほしいというお声を伺っております。あと手術も予定手術であればできるんですが、突発的な手術は麻酔科医がないのでできないという実状がありますので、喫緊としては整形外科の先生と麻酔科の先生と、耳鼻科とかもちろんあるんですが、それは病院としても経営も含めて早期の確保をしたいところですが、これについては事業管理者を筆頭に医師確保ということで対応させていただいておりますが、なかなかいい具合に話が進まないという現状でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今回、決算認定にあたりまして、全会一致で認定していますので、皆様からエールが来たと思っていただいて、今後改善に向けて頑張っていっていただきたいと思っております。

次の問題で誤診の問題ですけれども、これについては、詳細についてここで言うと支障がありますので、一般的な話として誤診に対してどう対応するか、詳細についてはもう局長には書いて渡してありますので、その内容を見たときに、特に救急とかの場合が多いと思えます。そういった中で検査体制はしっかりしているのか、来たときに検査スタッフはいるのか、そういったものも含めてご答弁をお願いします。追跡調査は難しいんですけれども、誤診があったとか、あるいはこうだったとかいう苦情は直接的に聞きます。私が聞いただけでも8件はございますけれども、そういったものに対して輪番体制、あるいは市内の当番体制、あるいは他の病院との連携、こういったことでカバーできないのか、そういったものも含めて一括で答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問です。誤診という言葉には抵抗をちょっと感じておるところなんですけど、まず検査体制は、いわゆる診療放射線ですね、生体検査の映像とかは職員が6名と臨床検査室につきましても同じく6名の職員がおります。いわゆる時間外、休日と平日夜間ですね、それにつきましてはこれらの職員についてはオンコールをとって対応しておりますので、夜中だろうが、朝方だろうが、ドクターの要請があれば病院のほうに駆けつけて患者様のそういった検査をさせていただくということしております。議員からもおっしゃいましたように、診療について、ちょっと患者様と見解の相違があるということについては、特に時間外の患者様が多いのではないかと感じておりますが、病院側としては医師が診断される場合には、その患者様の訴えに対しまして問診、視診、触診と、さらに今申し上げました必要に応じて尿・血液などの臨床検査やレントゲン、CT、MRIなどの生体検査を行い、その結果、これまで医療センターのほうにかかれた方であれば、それまでの診療記録、通院記録、カルテとほかの病院・クリニックからの患者様であれば紹介状、診療情報提供書と、あと先生の臨床経験を総合的に判断されておられますので、最悪のケースというのが阿蘇医療センターが初診で、さらに時間外受診ということになれば、日直・当直の先生の専門であればいいんですが、専門外のケースもあると思えます。その場合、患者様の情報があまりにも少ないということで、結果として判断が厳しいものがあつたと思われまふ。それと患者様の状態ですね、おなかが痛い、頭が痛いということで程度にも

よると思いますが、来られると思いますが、疾患を特定する症状が初期の場合、なかなか、いかに医師といえどもわかりづらいということがあって、結果としてそういうふうに行き違いが発生したのではないかと考えております。なお、時間外受診の患者の方には、内科・外科を問わず、あくまでも応急措置であるので、早いうちに当院の専門外来、あるいはかかりつけの先生、または専門の医療機関を受診するようにお伝えをさせていただいております。なお、議員のほうにもそういうふうにお話があると伺っておりますが、病院のほうにもそういうことがあれば、先生の診療に納得がいかなかったということにつきましては、患者相談窓口を設けておりますし、医療安全管理部というところにもケースを上げて内容を調べて真摯に対応させていただいております。なお、追跡調査ということになると、当院の医師が他の医療機関に紹介した場合、きちんと紹介した患者さんが受診されたかどうかという確認は取ったりはしておりますが、例えばすべての患者様に対して追跡調査というのは、はっきり申し上げるとそこまではやっておりません。

それと、救急医療体制につきましては、県の所管になりますが、いわゆる日曜当番医ですね、それと病院郡輪番制ということで、阿蘇医療圏におきましては当院と阿蘇温泉病院さんですね、小国公立病院さん、大阿蘇病院さん、今休止中ですが阿蘇立野病院さんのほうで内科・外科ということで、大体どこかの病院に先生がいらっしゃるという形で救急対応をさせていただいております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今後とも市民の方にもそういったことに対する理解ができるように工夫をいただいて、評判が上がるように頑張っていっていただきたいと思います。

以上、医療センターのことについては、これで終わります。

では、定住化について、もう時間も大分過ぎましたので簡単に聞いていきます。待機児童のことについて、待機児童がいる、いないで見解の相違が保護者と市のほうであるみたいなんですけれども、そこらあたりの説明から今の問題点と、それらについて説明をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） お答えします。

まず、待機児童ですが、8月現在では待機児童は発生しておりません。ただ、年度末はどうしても発生するというので、平成28年度末、31名が待機児童ということになりました。先ほど言いました待機児童というのは、希望する保育園に入れられない方、要は空き待ちの方は待機児童の中には含まれません。そういう形で、昨年につきましては31名の年度末にあったということで、市のほうで任期付き職員を5名雇ったということで、待機児童の解消のために今努めているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今、待機児童がないということですが、市民の方からは入れないという声を聞きますので、恐らくここに入りたいというのが入れないということで待機児童だと自分では思っているけれども、市の定義には待機児童として入っていないと、そ

この見解の違いだと思いますので、それについては保護者の方に丁寧に説明していただいて、そしてここが空いていますよ、ここだったら入れますよというのも、二重、三重に説明していただければと思うんですけども。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） 今、市議が言われましたように、結局希望された方の園ですので、そこが満杯であれば、当然入られません。その方については、一応通知で保留という形になりますが、そのときに他の園での空き状況はちゃんとお知らせをしております。ちなみに、9月1日現在、そういう方が4名おられます。そのうちの3件については、そういう情報の中で希望を変えられたという現状がありますので、その辺は十分説明をしながらご理解をいただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、次に進みます。

地元高校の職員採用枠を確保できないかということで、これについては通学関係の質問の中で地元高校を薦められる答弁もございましたので、地元高校に枠をつくるのが説得力を増すのではないかと思いますので、つくる予定があるか、ないか、答弁をお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 質問にお答えさせていただきます。

地元高校枠という形では、現在ございません。また、今後につきましても、就職につきましては先ほどの河崎議員の答弁にもありましたように、広く優秀な人材を確保していきたいという考えから、地元枠を設けるといような考えは今のところございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） すみません、一言の答弁で申し訳ないんですけども、先に進みたいと思います。

3番、4番、5番、6番、7番は、もともと条例に不備があるんじゃないか、契約に不備があるんじゃないか、契約条例を専門家を入れて検討したほうがいいんじゃないかという問題提起の基で設定いたしました。それで、簡単に聞きます。はな阿蘇美条例については、先日の6月議会では問題があると私は思ったんですけども、課長の見解としては問題がないという見解でよろしいでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） はな阿蘇美条例、お答えさせていただきます。はな阿蘇美条例についての不備は、一切ございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今は、行政財産使用の契約でやっているということでよろしいんですか、はな阿蘇美の件は。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 今、売店については行政財産使用ということで許可を出しております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） ちなみに、その行政財産使用料は、その場によって違うんでしょうか。何らかの規定か、条例か、何かあるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 利用料金については、条例の中に記載しております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今回の件は、ちょっと条例に不備があるかどうかですので、このぐらゐの質問に止めております。

4番目の市の職員の交通違反に関する処分の問題で、最高裁の判決が出ていたりとかしますので、私はこれに合わせたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、条例はどこらあたりでうたっているか、処分の根拠、あるいは最高裁に合わせるつもりはあるか、ないか。そこのところについて、一言ご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今の質問についてお答えさせていただきます。

処分の基準等につきましては、阿蘇市職員の交通違反に関する行政処分の要領、それから阿蘇市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例に基づきまして、免職、それから停職、減給という処分の取り扱いを行っているところでございます。過去にも飲酒運転等々がございまして、免職等々について最高裁まで争ったという経緯がございしますが、人事院のほうで定めております懲戒処分の基準、これに基づきました阿蘇市のほうでも懲戒処分の指針というものを定めておりまして、国の人事院とこの処分の指針に沿ったような形になっておりまして、国においてもこの飲酒運転のうち酒気帯び運転ですね、そういったものについても免職の対象としておるところでございまして、これを見直すという考えはございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） では、次いきます。阿蘇いこいの村の契約については、普通契約というのはリスクを考えて明け渡しの際の原状回復とか、連帯保証人とか、そういったのがあるんですが、この契約にはないように思われます、私が読んだ限りにおいてはですね。リスクに関する事項を除外されたのはなぜか、誰がつくられたのか、あるいは不動産屋とか弁護士とか専門家を入れて契約をつくったのか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ただ今のご質問に回答させていただきます。

市と株式会社アグリスクエアとの間で締結しております土地建物賃貸借契約書について、今ご質問がありました原状回復等については、明文化されておられません。ただ、契約書の中に、第13条に土地等の用途変更等を行おうとするときは、あらかじめ市の承諾を受けなければならないということでの規定を明記しております。また、同契約書第21条につきましては、この契約に定めのない事項については、双方協議の上、解決する旨の規定を明記しているという状況でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今、裁判が始まっていますけど、やはり最初の契約というのは重要だと思っんですよね。ここでうたっていないから、その点をつかれて何もしないで出ていかれたのではないかと、そのように思っておりますし、お互い話し合いで解決すればいいんですけども、解決していないから裁判になったということで、今後、いろんな契約があるときには、もともと不動産なら不動産関係のフォーマットもあると思っんですけれども、専門家と相談しながら、誰かが責任もってつくっていただきたいと思っんですけれども、その点、ちょっと。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） こういった契約について、今後十分注意して作成していきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 引き続きまして、ふるさと納税と環境共生基金の説明で、課長がおられますからふるさと納税から先に聞きましょうか。根拠法、自治法は何になるでしょうか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） ふるさと納税につきましては、寄附金税制の仕組みを活用しまして、個人住民の一部について住所地、それを他の団体へ移すような制度でございます。特定の地域に対して支援、または応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、平成20年4月30日に地方税制法等の一部を改正する法律が公布されまして、平成21年度分の個人住民税から控除されるということの制度になっております。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 誠に申し訳ありません。時間がきましたので、もうここは割愛させていただきます。もうこのぐらいで大丈夫です。他の議員も質問に上げていますので、失礼ですけど申し訳ありません。

では7番目の夢の湯をより利用しやすくするために入浴券の助成ということですが、まずこの条例、今ある夢の湯の条例で、例えば75歳以上の後期高齢者に限っては値段を下げるということはできるのかというのが1つと、10枚に対して5枚のおまけを付けていますけれども、そのことはどこで販売して、どういうふうに説明されているのか。この2点について聞きます。

それと、あと市民課のほうで温泉による健康づくりというものを総合計画の中でうたっていますので、波野から赤水まで均一して入られるような配慮をするのに、アゼリアは教育課だったり、夢の湯はまちづくり課だったり、あとは福祉課だったり、課が跨いでいますので、市民部のほうである程度均一にできるように何らかの形ができないか。

その3点についてお尋ねします。それぞれご答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） それでは、夢の湯について条例ということでしたので、私のほうから回答させていただきます。夢の湯につきましては、経営の安定化を図るために、議員も入られております事業検討委員会のほうで十分検討していただきまして、答申をいた

だいております。市としまして、平成28年8月に料金改定を実施したところでございますが、安定した経営をとということで目指しておりましたが、熊本地震の影響によりまして、本来の経営状態に戻っていないところが現状でございます。まずはこの料金改定をした結果がどのように反映されるか。それを検証した上で検討していきたいと考えております。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（本山英二君） お答えします。

高齢者の入浴券の無料というのは、福祉課のほうで預かっております。基本的な考え方で、前からいろんな事情がありまして、波野地区については竹田市の荻の里、温泉がないということで、それから産山村の御湯船を年間70歳以上に対して20枚の無料券。それから、旧一の宮町につきましては一の宮温泉センターを市の施設として位置づけて、70歳以上について、これについては阿蘇市すべての方に20枚をやると。それから、旧阿蘇町については、社協のところの保健福祉センターの温泉のほうで65歳以上は無料開放していますので、そういった施設を主として位置づけて行っておりますので、先ほど市議が言われました総合計画の中で温泉施設を健康づくりの活用ということであれば、それぞれ施設が、アゼリアもあればたくさんありますけど、そういう議論についてはまだ今までやっておりません。今、措置を行っているのも少しバランスが悪いところもあるかもしれませんが、結局夢の湯、アゼリア等につきましては、やっぱり観光客の方が来たり、合宿の方が来られたり、いろんな方、幅広くあります。やっぱりそういう位置づけをしながら高齢者の拠点施設として位置づけてありますので、先ほど言ったことになると民間の施設もございます。いろんな部分で支障もありますので、慎重にやっぱり検討せにやいかんと思っております。

○議長（藏原博敏君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 総合計画の分ですが、ほけん課の健康づくりに該当いたしますので。高齢者に限ったことではなく、乳幼児から高齢者まで阿蘇市民全員ですので、温泉だけではないんです。地域資源の場合は運動施設もそうだし、それと組織で言いますと火の山スポーツクラブとか、食生活改善とか、そういう部分をすべてフル活用するという意味でございますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 時間が来ましたので、一応これで突っ込みなして終わりたいと思います。どうも、お疲れさまでした。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。あと1名ですが45分の質疑の時間が残っております。このまま継続してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） わかりました。最後の質問になります。ただ今から5番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 5番議員、園田でございます。本日最後の45分となると思っております。

で、どうぞ執行部の方も的確な答弁でお願いしたいと思います。

まず、一般質問に入る前に、少し私を感じているのが、神聖な議場の場でございます。答弁をされる執行部の方も、きちんと前のボタンを留めて答弁していただきたいと思っております。特に現在はクールビズでございますので、傍聴席からも皆さんが見ていらっしゃると思います。答弁をされるときには、きっちり前のボタンを留めて答弁をしていただきたいと思っております。もちろん、議員のほうも今からはしっかりとここを留めて質問をさせていただきますと思います。

最初の質問に入らせていただきます。通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、最初に阿蘇市行政教育を担う市職員と教職員の働き方について、ご質問をさせていただきます。

一番最初に、市職員の残業、休暇等の取り扱いについてというところで質問を上げております。上位法の地方公務員法を見ますと、1週間に38時間45分、1日の勤務は7時間と45分と明記がしてあります。残業の取り扱いについては、平成24年の災害から大変少数精鋭で執行部の方も頑張っておられる中で、残業等々が非常に多くなっている時期もあると思っております。この残業時間に関しては、何時から何時までといったような規定がございますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

残業時間につきましては、勤務時間が17時15分までとなっておりますので、これを超えた勤務について残業という、時間外勤務と言っておりますが、そういう取り扱いになります。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 平成28年の4月1日現在で普通会計の職員数というのは279名で、平成26年からいうと7名ほど減になっております。大体職員給与も15億円3,000万円前後で推移をしていますが、これは残業代も含めてということですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 議員おっしゃるように、残業代含めてということになります。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） この残業時間に関しましては、例えば農政課とか建設課、例えば外に出て業務をして帰ってこられると。上司の方は、先に帰宅されているというときは、残業のその申請に関しては誰がどういった判断をするということですか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 残業の判断でございますけれども、現在のところ、本人が時間外勤務の申請を行いまして、それを後日こういった状況で残業が必要になりましたという形で、上司がいない場合は後日にそういった勤務が発生しましたということで、後日確認を取っておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 課長、大変細かい話になるんですが、この市職員の勤務時間、休暇等に係る条例の中で、これが1日の就業時間が7時間45分ですよね。この中の第6条に、任

命権者は1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間とここにうたってあるんですけども、これは地方公務員法か何かで上位法ということでそれに習っていると思うんですけども、これでいったら7時間45分ということは15分が足りない計算になると思うんですが、そのあたりは市のほうとして何か見解がありますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） ただ今のように7時間45分という形を超えてまいりますと、職員17時15分までが勤務時間となっております。これを継続して、業務を早めに終わって帰りたいという職員等もおります。通常、夜11時まで及ぶような、どう見積もっても、そういった場合には、17時15分から一旦食事と休憩取って、18時から始めるなり、そういった対応をしていただきたいということで案内しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 休憩の時間の話は、これ言っていると大体17時30分までやった場合に1時間の休憩という解釈になるような感じもしますけれども、これは答弁のほうは結構でございます。上位法でそう決まっているようですので、答弁は結構でございます。大体、月平均1人当たりの残業時間というのは、おおよそ各課によって違うと思いますが、大体どのぐらいの残業をされておられますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 1人当たり、それぞれの職場で違いまして、20時間のところもありますれば、時期によっては、先だつての第2回の定例会におきましてもお答えしましたように、80時間を超えるような部署もあるというところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） これ月残業の時間の上限というのは、何か規定がありますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 市のほうで上限を定めたものはございません。ただし、就労についてワークライフバランスを確立するということで働き方改革等々も言われている中で、特に残業時間については80時間を超える者が3箇月続くとかいう場合、それから100時間を超えるという場合については、労働安全衛生上、こういったものについては医師の面談を進める等の対策を取っていくという形になっておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 職員の方々も大変災害後は、皆さん残業も多くて大変だということも存じております。例えば、ストレスチェックの結果あたりは、課長のほうで把握できていますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） これ平成28年度の実施の実績ですが、昨年度302名の職員に対しましてストレスチェックを行っております。このうち43名、受験者のうち14%にあたりますが、これが高ストレスと判定しているという形になっておりまして、この43名のうち

18名につきましては、医師の面接相談という形を受けていただいているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 18名が医師の診断を受けなくてはならないといったような実績もあるようでございます。本当に地震後は大変な市の職員の方々には頑張っていただいているところでございます。今後とも、やはり健康には十分注意されて、お仕事のほうも頑張っていただきたいなと思っております。

次の質問にまいります。災害時の業務について質問をいたします。今年に入って、私がちょっと警報がどのぐらい出ているかなとチェックしたら大体18回ぐらい警報が出ております。そして、また避難所の開設も15回以上はあっているんじゃないかなと思っております。最近、警報も早め早めの警報、早期の避難というところで、雨はあんまり降つたらんばつてんが警報が出るとなるところが何回かありました。でもこれは人命を守る第一の手段としては、それもありませんかと思っております。私も避難所が開設されますと、ちょっと足を運んでどんな具合なのかよく見に行きますけれども、市の職員の方々も警報が出てから、その避難所のほうに詰めていらっしゃると思います。話を聞いてみますと、途中で解除になれば閉鎖をして帰るということですが、朝までずっと続く場合があります。その後の勤務について何名かにお聞きしますと、ちょっと仮眠をした後、また普通に勤務をするといったような返事も帰ってきますが、こういうところの調整といいますか、こういうのは市のほうでは何か指導があっていますか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 警報等々の発表につきましては、昨年の地震の影響で大雨警報等が昨年までは7割基準、今年からは8割基準、それから洪水の警報については、まだ7割基準というのが残っておりまして、非常に警報の発表回数も多くなっておるという状況でございます。

ご質問にありましたその避難所の対応にあたった職員の翌日の勤務等々につきましては、特に夜間で12時間以上、17時から拘束いたしまして、これが12時間以上に及ぶ場合には、職員のほうは振り替えの休暇を4時間は取って、体調を整えて職務にあたってくれということで配慮しておるところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 職員の方々も、例えば市の主催の行事でありますとか、まちづくり課の事業、観光課の事業、社会体育関係の事業で、土日出勤をされる場合がございますが、これは代休として取られているということですね。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） 各種のイベント等に伴います動員につきましては、振り替え休暇、祝日であれば代休という形で付与いたしまして、それを取っていただいているという現状でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 災害時の業務について、もう1つ、最近をよく耳にするのが、この

全国瞬時警報システム、通称 J アラートとありますが、大変近辺に物騒な国がありまして、先日も日本を飛び越すような、長距離か、短距離か知りませんが、飛び越えるようなものを打つような国がございます。この J アラートの、例えば水害時ですね、こういうときには J アラートの音は非常に聞き慣れた音がするんですけども、これは 24 種類 J アラートはあるみたいなんですけど、こういうミサイルに対応するような J アラートがなった場合、市として何か対応を考えていらっしゃるかどうか。部長でもようございますけれども、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） J アラートがなった際の市の対応、まず今お話がありました俗に言う I C B M、大陸間弾道ミサイル、こういった場合は、市としてもすべて事後の対応になる。10 分、15 分で来ますので、そういった分につきましては、事前に周知する必要があるということで、広報の 8 月号において、まず自分の身を守りましょう、外におられる方は物陰に隠れましょう、できるだけ強い建物に逃げましょう、そういったことで周知を行っております。J アラートがなった際には、私たち部長会議の中でも確認を行いましたけれども、こういった場合にはまず防災担当、それと各部長が自己の安全を確保しながら登庁を行う、そういったことが昨日の部長会の中でも確認を行っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 実際、たしか 4 分後には青森上空を追加したように、情報を見ても 4 分したらもう北朝鮮のほうから打ったミサイルは、青森は 4 分後、もっと近い九州はその半分ぐらいにはもう通過するのではないかなと思っております。熊本県下でも、全国を見ても、この J アラートに対して、例えば学校あたりでも指導があっているようですけども、今後市としてそういうものを検討されるような考えはありますか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） J アラートがなったときの対応というのは、また市の中でも再度確認を行いたいと思っております。特に私たちとして妙に市民の方々の不安をあおるような情報を流すとかえって混乱にもなりますので、やっぱり国からの情報、県からの情報を見極めながら適切な対応をやっていないと、何もかも市は危ないぞ、危ないぞばかり言っても何もしない、そういったことにも成り兼ねませんので、正しい情報を的確に早く、地域の方々、市民の方々に伝えた上でしかるべき対応を取る、それが私たちの使命であると、そういうふうに考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 全く私も部長と考えは一緒でして、いたずらに不安をかき立てるようなことはやってはならないというふうに思っておりますが、10 月から市政報告会も各地域で開かれる予定になっておりますので、そのあたりはうまく、あまり不安をあおらないように、しかもちゃんと大事なところは周知すると、そういったところでも市政報告会でも少しそういう話をされたらどうか。これは個人的な意見ですけども、そういうふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） いずれにしても、初期の対応を取るためには情報がすべてだと私は思っております。行政からの情報を待つだけでなく、自らが情報を取りにいった、自己の判断で自分の命は自分で守る。それで余力があれば周りの人の命を守る、それがやっぱり基本でありますので、そういったことも市政報告会の中で折を見ながら話をしていきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 災害時の業務についての質問は、これで終わりにさせていただきます。

次に、やはり阿蘇市の子どもたちを担う教職員の働き方について質問をさせていただきます。現在、小中学校の先生方、全員で今何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

小中学校の先生方につきましては、県の臨採の先生も含めまして192名であります。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 現在、192名というところで、大変小中学校もいろんな業務が多く、残業を余儀なくされているところがございますが、特に、小学校に関しては平成30年度をもって部活動は移行というところで、先生方から部活動の指導は完全に社会体育のほうに移行すると指針が出ております。この部活動に関しては、中学校も大変先生方には頑張っていたというのか、子どものためにやはりやっていたところがありますが、中学校の部活動の社会体育移行というのは、大変難しい問題ですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 運動部活動につきましては、議員おっしゃられるとおり、小学校につきましては平成27年の3月に県教委のほうから、小学校の部活動につきましては社会体育のほうに移行してくという方針が打ち出されておりますし、中学校の部活動につきましては、中学校の学習指導要領の中で学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意すべきということで明記されておりますので、これまで同様に中学校の部活動は継続していくということで県の方針が出ております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 小学校の部活動のこの社会体育への移行というところで、私も何度か教育長にも質問しましたが、やはり保護者の意識をしっかりとこの長い移行期間の間にそこところは意識をある程度は変えていかないと、やはりアスリートとしてトップを目指す方と、礼儀とかスポーツの楽しさ、こういうところを重んじるところもありますので、そこは慎重に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

そこで、教職員さんたちが夕方から部活動の指導をされるというところで、こういうところも残業という扱いになりますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 部活動につきましては、休日の部活動につきましては正規の勤務時間にカウントしないということになっております。そのために部活動の手当ということで2時間以上3時間30分未満は1,350円、それから土日等で1回が3時間30分以上の場合が2,700円、部活動等の指導手当ということで支給をされているところでありまして、平日につきましては、2時間以内の活動として手当の支給はないということでございます。

それから、中学校の郡大会、中体連とか県大会につきましては、また取り扱いが異なりまして、こちらのほうは勤務時間にカウントして振り替え休暇を取っていただくということになっております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 時間から言いますと、その平日の部活動というのは、ほぼ先生方の2時間以内のときにはボランティアというところの扱いになるということですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 多くの学校は多分そうだと思います。2時間以内で終わっているかと思います。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 先生方も、この部活動指導をやった後に、まだ業務があるというときには、もちろん残業の扱いになるというわけですね。先生方も、例えば先ほどちょっと市の職員の方の休憩の話をちょっとしましたけれども、学校の先生方は、たまに私も足を運んでみるんですが、やっぱり昼休みの時間にもご飯食べながらいろんな業務をやっているところもありますので、部活動は今、週に1回は市立の学校では何曜日かを、1日だけですかね、部活動を中止するということがあってはいますが、皆さん、学校はしっかりとそれは守られていますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 中学校の部活動につきましては、小学校・中学校の部活動の県の方針の中で中学校の部活動につきましては1週間に1回は休養日として休むように方針が打ち出されておりますので、毎月の校長会の中でそれを中学校の部活動につきましては、校長先生から職員に注意を促すように毎月の校長会で指導をしているところでありまして。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 市立小中学校、休暇も例えば介護休暇でありますとか、育児休暇等々の休暇がありますけれども、長期休暇をされている先生方も何名かいらっしゃいますか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 育児休暇につきましては6名、それから求職中の方が2名いらっしゃいましたが、もう現在復職をしているところでありまして。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） これは市の職員と同様、やはり先生方にもストレスチェックみたいな、アンケートみたいなのは学校の方で採られているということですか。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） 教職員につきましては、非常に長期の勤務時間ということで長時間労働が問題になっておりますので、当然ストレスチェックを行っていきたいということで、今年につきましても既に6月から実施しました。集計を7月の中旬ぐらいにはお渡しして、その結果に基づきまして、医師の面談等がある方につきましては夏休み期間中に面談を受けていただく取り組みで今年も既にチェックを終わっているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 先生方も、今、子どももなかなか昔の子どもみたいに一筋縄でいかんような子どもも多くて、また親もモンスターペアレントなんて言われるような保護者もいらっしゃいますので、先生方のケアも教育委員会のほうで目を光らせていただいて、少しでも先生方に負担がかからないようお願いしたいと思います。それでは、結構でございます。ありがとうございました。

続きまして、阿蘇医療センターの現状について質問をさせていただきます。震災後、私もいろんな会合等に行きますと、ああ、もう中央病院は建て替えてよかったなど、あのままの前の中央病院だったらどういうケアができたかといってよく病院のことを話されます。災害後もエキスパンの損傷でありますとか、これは免震部分というのが地下に大体72個の大きなゴムが免震装置として入っております。これがやっぱり機能して医療センターをしっかりと今回の地震にも耐えたんだなと思っております。エキスパンションの補修関係は出ておりましたが、こっちはゴムの補正のほうで見てましたか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

平成28年6月議会の中で、今おっしゃいましたエキスパンションの破損を含めて免震の被覆ゴム復旧ということで、併せて予算計上させていただいております。72基のうち27基が、いわゆる地震で被覆部分がねじれ、よじれが生じて、検査の結果、例えばそのまま放置しておくとも早期の劣化が予想されるということで、張り替えが必要ということで対応させていただきました。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） とにかく学校にしろそうですけれども、タイムリーに市のほうで小学校の耐震ですね、これも基金を取り崩しながらでもやっとして、今になれば箱物行政といろいろ話もありましたけれども、やはり早期に判断をして、早期にそれを施しておいた阿蘇市には、大変タイムリーによかったかなと私も個人として思っているところでございます。

そこで、先ほど谷崎議員からも質問がありましたが、医師・看護師不足というところで、医師の確保に関しては大変ハードルも高いところがあるというところでございますけれども、看護師さんあたりの不足解消に向けて、現在一番病院のほうで力を入れているようなことはございますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

先ほど災害拠点のことは、内外から評価を受けておりますので、本当にそれはよかったな

と思っております。

医師確保は、先ほどお話もありましたように、熊大病院及び大規模病院との信頼関係に基づいた医師の継続的確保と、主なものとして研修医の先生が新病院になりまして、例えば平成28年が3人、今年、平成29年6人来ていただいておりますので、ゆくゆくは、また医療センターのほうにもぜひ来ていただきたいということでお願いもしております。あと、医師の卵になります医学生を熊大医学部医学科の6年生を平成28年は6人、平成29年は2人受け入れておりますので、それもいわゆる病院のコマーシャルを含めてさせていただいております。看護師のほうは、病院ホームページに募集要項を掲載、あと看護師、養成機関及び大規模病院にお願い、訪問、それは一応ガイダンス、病院紹介を含んでおります。学校は、九州保健福祉大学、熊本保健科学大学、熊本看護専門学校、病院は熊大付属病院、熊本医療センター、済生会熊本病院、熊本赤十字病院のそれぞれの看護部のほうに出向いてお願いを行っております。あと、熊本県のナースセンターの主催で阿蘇地域で看護職を募集中の施設の案内紹介というのが8月19日に当院の講堂でありました。潜在看護職再就職支援ミニガイダンス阿蘇ということで、そういうのに病院施設を提供させていただくような形で当院も積極的に参画させていただいて努めております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 市、病院をあげて先生と看護師の確保には大変ご尽力を願っているかなと思っております。今年度、設計委託費用が今議会で530万円計上されております。歯科口腔外科外来が増設されるというところで、参考に工事費が大体5,000万円ぐらいかかるという話も議会の中で出ております。実際、あの建物のどのあたりに、どういった形で設置されて、口腔外科の先生はどういった対応をされますか。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） まず、口腔外科の診療ブースですが、今の外来診療の一角の中に、いわゆる診察台とか必要な設備を設けるような形で建物の改修を行って設置するのか、あるいはどうしてもそれが結構費用がかかるような場合であれば、外来ブースに近い相談室の一角に、そこを改修するのかというのは今、院内のほうで検討しております。それと、歯科医師については、波野診療所におられます高宗先生が専門医ということで、有資格者ですので、高宗先生を予定させていただいております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ありがとうございます。

これも病院関係になりますけれども、取り付け道路が、今、皆さんもご存知の場所で、ブロック塀で寸断されております。建設課のほうで進捗のほうをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

取り付け道路につきましては、補償物件の移転先が8月に正式決定したということで、先日、先方が工程等の会議でこちらに来庁されております。移転先の営業開始と併せまして、事業用地のエリアを先行して撤去していただき、道路工事に着手したいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 課長、あそこの取り付け道路が普通に一般に開放されるのは、日程的には大体いつごろになりますか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 取り付け道路の完成を年度内ということで目標にしております。警察等との交差点形状の最終打ち合わせもございますので、それも含めると4月、5月ぐらいと考えています。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） これは、もう市のほうもいろいろ関係各位には本当にお骨折りをいただき、ようやく来年の4月か5月には通行できるというふうになったということで、一安心しております。ありがとうございました。

続きまして、最後の質問になりますけれども、路線バス運行経路についてちょっとお聞きいたします。現在、内牧のほうが阿蘇体育館を発着所として、あそこを起点に内牧の場合はバスがあそこで一時滞留してからあそこでお客さんを、あそこを起点に運んでいるわけですけれども、これはもう平成27年の12月議会で、宮崎部長が課長の時代、このときにも一般質問しているんですけれども、あそこは非常に、例えば冠の大会でありますとか、いろいろな行事が非常に多いと。あまりにも大きい行事のときには、昔の保育園跡地側のほうで発着所を使っておりますが、それでないときに、やはりあそこをバスが往来するわけですよ。私が一番心配しているのは、あそこで何か事故があった場合に、責任問題といたしますか、バスが入らなければ事故は起きていなかったという場合に対処が非常に難しくなると思います。そのときに、一般質問で課長のほうはあくまでも臨時的処置ですと、あくまでも臨時的処置ですよと答弁をいらっしゃっております。その後、ずっと進んできておりますけれども、今後、財政課のほうとしてはどういった対応をされますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

ご質問のとおり、指摘がございましたので、現在もなお、路線バスを運営しております産交バスとも協議を行っております。次の質問にも出てくるんですけれども、阿蘇市のが路線バスの赤字補填を行っている関係で、産交バスとしても阿蘇市にこれ以上の負担がならないよというということで、ほかにいい場所がないかということで散々検討を行っていただいておりますけれども、どうしても内牧地区にその乗り継ぎというか、そういった調整をする場所が、体育館に代わる場所がほかにないものですから、当初は臨時的ということで導入したんですけれども、今後もこの場所についての変更はかなり困難ということでの回答をいただいております。ですので、現状、その臨機的に大きなイベント等がある場合には、前の駐車場のところを、そこを使うような方法で対応せざるをえないと考えております。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） それでは、臨時的な措置ではあるけれども、代替地としてはまだ候補地がないといった判断でよろしいですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 現在のところはそうなります。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） これも平成27年の12月の議会のほうで、もう長い目で見て、例えばひのくに会館が今空いています。ひのくに会館を起点として、病院は近い、スーパーも近い、行政の支所もあるというところで、あそこを起点として、すぐすぐにはもちろんできないと思いますけれども、長い目で見て、そのときの課長の答弁が、公有地検討会議の中でも検討していきますと答弁をなさっています。今後、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 今後も、その有力な候補地の1つとしては考えていきたいと思えます。ただ、今また検討しているのがほかのところもございまして、広く一番いいところを選んでいきたいと思えます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 臨時的な措置ではあるけれども、今後どこかを模索して、一番いいところを、内牧の中で検討するというところでよろこびますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） ご指摘のとおりで結構でございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 本当に小さい話なんですけれども、体育館の利用者が、私たちは駐車場も含めて体育館使用料を払っていると。そこで自分たちが来たときに車が止められないというのは、ちょっとどういうことですかという私も質問を受けたことがあるもので、ちょっとこの体育館の発着所については少しお聞きしたところでございます。震災後、阿蘇市のほうも毎年約6,000万円ぐらいの赤字の補てんを余儀なくされているということで、市民の足としてこれはしっかりと補てんをしながら運行していかなんといかんかと思っております。

阿蘇山上への路線バスは、この赤字補填の中とはまた別な予算の中身ということで、結構阿蘇山上のほうは割と黒字ではなかったかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（山口貴生君） 阿蘇山上の阿蘇火口線といいますけれども、金額的なところはちょっと押さえてないんですが、震災以前は1日9往復の運行を行っておりました。年間の利用者数が9万2,000人ほどございます。平成28年度、地震が起こった年は5月から9月まで休止しております。それ以後、10月から復活をしておるんですけれども、復活については1日2往復で、4箇月ほど抜きますが年間1万2,000人ぐらいの利用客数になっております。現在は1往復増えておりますので、これからすると3割程度は利用客数が増えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 園田浩文君。

○5番（園田浩文君） 課長、全体の震災後の利用客というのは、何か調査されましたか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○**財政課長（山口貴生君）** 路線バスの阿蘇市全体の利用者数でございますが、合併当初は13万5,000人ほどの利用客数がございました。ところが現在は6万7,000人ほど、半分以下になっております。この最たる理由というのは、阿蘇中央高校の生徒の利用者数が生徒の減少に比例して減ったというのが最大の要因でございます。震災後につきましても、若干利用者数は減っておるんですけども、JRが出しています代替えバスですね、あちらのほうの利用もあるので、その辺で減っているのかなという産交バスの見解がございました。

○**議長（藏原博敏君）** 園田浩文君。

○**5番（園田浩文君）** 財政課が窓口として九州産交とのいろんなやりとり、私たちはもう課長としかなか財政課のほうとして話はできませんけれども、財政課として九州産交といろんなやりとりを今後もしっかりとやっていっていただきたいなと思っております。ありがとうございました。

最後ですけれども、当初私がここの前をきちんとしめてということで、皆さんちゃんとやっていたいただきました。ずっと私は一般質問をする中で、市長が絶対このボタンは外さないでいつも答弁をなさっている。これは私も非常に感銘を受けております。今後とも執行部の皆さん方、よろしくお願い申し上げます。

これで、5番議員、園田の一般質問を終わります。

○**議長（藏原博敏君）** 園田浩文君の一般質問が終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日は散会いたします。お疲れでございました。

午後2時30分 散会